

芦屋市地域福祉計画

平成19年3月

芦 屋 市

はじめに



少子・高齢化や核家族化が進展し、家庭機能や地域コミュニティの変化など社会環境が大きく変わる中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指して「芦屋市地域福祉計画」を策定いたしました。

本市では、平成 16 年 7 月に「芦屋市障害者（児）福祉計画〈第 4 次中期計画〉」、平成 17 年 3 月に「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈前期〉」、平成 18 年 3 月に「第 4 次芦屋すこやか長寿プラン 21」をそれぞれ策定しております。この「芦屋市地域福祉計画」の策定により、縦割りであったこれらの諸計画を横断的につなぎ、福祉施策の総合化を図ってまいります。

この計画は、住民主体の地域福祉を推進し、互いに支え合う地域社会の実現を目標にしています。市民の皆さまをはじめボランティアや様々な団体、組織、社会福祉事業者、行政などすべての人が、それぞれ役割を分担し、連携、協働して、住みよい福祉コミュニティを創り上げていく必要があります。そのために、行政も各部局が連携して地域福祉の推進に取り組み、行政としての役割をしっかりと果たしてまいります。

計画の策定にあたりまして、多大のご尽力を賜りました計画策定委員会の皆さま、また貴重なご意見をいただきました地域福祉市民会議の皆さまをはじめ多くの関係機関の皆さまに、心から厚くお礼を申し上げますとともに、芦屋市の地域福祉の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 19 年 3 月

芦屋市長
山中 健

目 次

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは	2
2 計画策定の背景	4
3 地域福祉計画とは	6
4 計画の位置付け	10
5 計画の期間	14
6 計画の策定体制	14
7 計画の推進体制	17

第2章 地域の現況と課題

1 市民会議	20
2 市民意識調査	28

第3章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標	44
2 計画の基本方針	44

第4章 施策の展開

1 重点施策	46
2 施策体系	
基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進	50
基本方針 2：福祉サービスの充実	56
基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進	61
基本方針 4：人にやさしいまちづくりの促進	66

第5章 資料編

1 計画策定の経過	72
2 規則・要綱等	73
3 委員名簿	78
4 意見募集	82
5 シンポジウム	82
6 用語の説明	83

第 1 章

計画の概要



1 地域福祉とは



私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちとかがわりながら地域の中で暮らしています。そして、様々な生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。日常の様々な課題のひとつである福祉課題についても同じことで、私たちは誰もが、福祉課題を抱える可能性をもって暮らしています。たとえば、高齢になって介護が必要になったり、子育て中に保育サービスが必要になったり、あるいは病気のために働けなくなったり、また、障がいがあって在宅生活の支援が必要になるといった場合もあります。私たちが暮らす地域社会には、福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がいますし、私たちの誰もがその当事者になりうるということです。

そのような福祉課題に対して、私たちはまず、個人や家族でその課題に対応しながら暮らしています。誰もが基本的には、自分の暮らしに責任をもって、安心安全な生活（人生）を送りたいという願いをもっています。自分や家族の問題は自分たちが自己決定した方法で解決したいと願っています。自立・自律した生活を送ることはどんな人にも共通する願いだといえます。

しかし、ときには個人や家族だけでは解決することができない課題や困難に直面することがあります。そういうときには、様々な方法でその課題に対応します。公的な制度として専門家や行政の支援・援助（サービス）を受けることもありますし、友人、知人、ボランティアやNPO*などの活動に支えられることもあります。また、企業が提供するサービスを購入することにより解決を図ることもありますし、地域における住民どうしの助け合いや支え合いにより解決できることもあります。誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、自らが生活課題を解決していこうとする主体性と、社会全体で相互に支え合う仕組みが必要です。

このように、個人や家族では解決することができない生活課題や困難の解決・緩和を図る様々な社会的取り組み（公的な制度、住民どうしの助け合いなど含めた福祉活動や福祉行為）全体のことを社会福祉であるということが出来ます。そして、地域福祉とは、地域社会を基盤とした社会福祉であるといえます。誰もが人間としての尊厳をもち、地域社会の一員として、その人らしい自立した生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する事業者、ボランティア、様々な団体、組織、行政など、すべての者が協力し合い、互いに支え合う地域社会をつくる取り組みや、仕組みづくりが地域福祉であるといえます。

* NPO

Non-Profit Organization。営利を目的としない民間組織・団体。狭い意味では、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（NPO 法人）を指しますが、一般的には営利を目的とするのではなく、社会的使命の実現を目指して活動を行う組織・団体のことをいいます。法人格のない市民活動団体やボランティア団体から、社会福祉法人のように法人格をもつものまで、広い範囲の民間組織・団体を含みます。なお、非営利というのは、収益活動を行わないのではなく、利益が発生しても構成員間で分配せず、その利益は使命の実現のため、活動の展開に再投入されます。



2 計画策定の背景



社会福祉制度は、戦後の混乱期に生活困窮や児童問題などに対応するため、行政主導で保護・救済する制度（措置制度）として展開してきました。しかし、少子・高齢化や核家族化の進展、家庭機能の変化、低成長型経済への移行など社会環境は大きく変わりました。同時に、人々の価値観やライフスタイルが変化し、従来のような、福祉課題を抱えた限られた人を行政が支援するといった考え方だけで問題を解決することが困難になってきました。また、地域社会のつながりが薄れる中で、新しい社会に対応した、新たな地域のつながりが求められています。

このような社会・経済の大きな構造変化に対し、社会福祉の新たな枠組みをつくる議論が生まれました。これがいわゆる「社会福祉基礎構造改革」です。平成10年6月の中央社会福祉審議会「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」では、社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支援する。また、自らの生活は自らの責任で営む、自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会により支援する。」との考え方が示されました。これは、個人の自立と選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの確保、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を目指すものです。そして、社会福祉の考え方は、「措置・給付」から「契約・利用」へと大きく転換しました。

一方で、社会福祉行政の計画化の流れがあります。中央集権的に国が策定するものであった福祉行政計画は、平成元年の「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」以降、次第に都道府県、市町村へと計画策定の主体が移り、地方分権の進展とあいまって、住民参加による計画策定が重要事項となりました。

これらの流れを受けて、平成 12 年に社会福祉関係法の改正がなされました。社会福祉法第 107 条は、「市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる… を一体的に定める計画（＝地域福祉計画）を策定する」ことを規定しました。また、策定にあたっては、住民や社会福祉事業者、社会福祉活動をする者の意見を反映させることを併せて示しています。

*** 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条**

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



3 地域福祉計画とは



住民主体の理念

地域福祉計画は、住民参加を前提にした社会福祉計画です。また、地方公共団体が独自の財源と創意工夫により策定する計画でもあります。つまり、住民の意思に基づき地方行政を行う住民自治と、地方公共団体が独自性をもって行う団体自治という二つの原理を車の両輪とした地方自治を、福祉の観点で推進していくものであるといえます。まちづくりを進めていくためには、住民が自分たちのまちをどのようなまちにしたいかを主体的に考え、合意形成していく必要があります。地域福祉計画は、福祉のまちづくりを進めていく上での住民主体を理念としています。

総合化の理念

地域福祉計画は、いわゆる福祉3プラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画、障害者計画・障害福祉計画と異なっており、基本的に計画内容である単独施策メニューを持っていません。地域福祉計画は、これら縦割りの福祉3プランを横断的につなぐ、総合化の計画です。

また、福祉3プランの総合化だけでなく、社会福祉協議会など民間団体が策定する地域福祉活動計画を含めて、関連する行政計画を横断的に連携させ、総合的な地域福祉システムの運営を図ろうとするものが、地域福祉計画です。今まで、高齢者、障がいのある人、児童、ひとり親家庭など対象者ごとに縦割りだった福祉施策・福祉サービスを、生活の場である地域において、ひとつのつながったサービスにしていこうとするものです。

実際の生活の場では、高齢者、あるいは障がいのある人、児童だけが単独で暮らしているわけではありません。たとえ一人暮らしの人であっても、地域の中で誰かとかわりながら暮らしています。例えば、高齢者の地域ケアを実践するとき、なぜネットワークシステムが必要なのかということを考え、個別計画で対応できない横断的な概念やシステムを担うのが地域福祉計画です。

利用者本位の理念

地域福祉は、サービスを提供する側の押しつけでなく、あくまでも利用者側の主導で、それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスや活動を利用していくものです。自己選択や自己決定を尊重しながら、利用者がサービスを安心して利用できるようなサービス提供の仕組み、情報提供の仕組み、権利擁護の仕組みなどを構築するのが地域福祉計画です。

共生の理念

私たちが暮らす地域には、様々な立場の人がそれぞれかわりをもちながら暮らしています。年齢、性別、心身の状態、所得、社会的立場、国籍、文化など様々な違いがあっても、みんな同じ地域社会の同じ時代に生きていることを大切にし、お互いの違いを認め合う、お互いが個性をもった存在として認め合い、尊重し合う多元的・多文化的な共生社会を目指すのが地域福祉計画です。

協働と連携の理念

地域福祉計画は、一人ひとりの暮らしを自立・自律したものにするために、地域の中に様々なネットワークをつくろうとするものです。福祉の専門職のネットワーク、住民どうしのネットワーク、住民と事業者のネットワーク、ボランティア、NPO、住民と行政のネットワークなどあらゆるネットワークを地域システムとして機能させるのが、地域福祉計画です。そのために、様々な立場の者が、協働・連携して地域福祉に取り組んでいく必要があります。

地域福祉を推進していくためには、行政も含め地域にかかわるすべての者が、それぞれ役割分担し、協働しなければなりません。行政は、地域福祉を推進する基盤整備の役割や責務があり、事業者は福祉サービスの適切な提供者としての役割や責務があるといえます。住民は、福祉サービスの利用者であり、同時に地域福祉の主体でもあります。

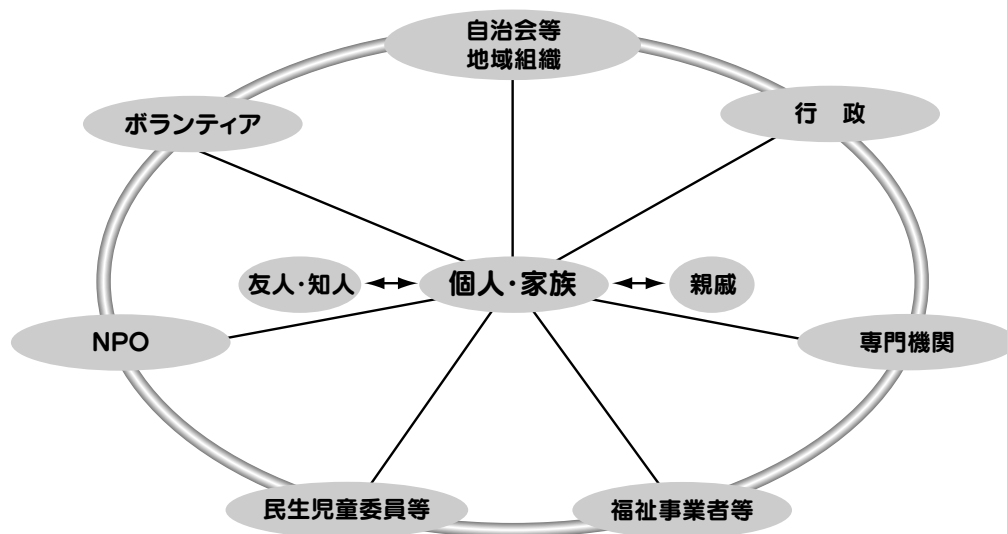
*** 社会福祉法第4条**

地域住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，經濟，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

「地域住民」とは，地域に住んでいる住民だけでなく，そこで働いている人，学生なども含めた地域社会の構成員だといえます。ですから，地域に暮らし，地域社会に参加し，また，地域社会を基盤として活動するのが地域住民であるといえます。

「社会福祉を目的とする事業を經營する者」とは，たとえば老人ホームや保育所を經營する社会福祉法人や福祉サービスを提供する民間事業者などです。その施設が地域拠点になることや，専門職員が地域とかわる関係も重要な地域福祉です。

「社会福祉に関する活動を行う者」とは，民生委員・児童委員，福祉推進委員，当事者団体，ボランティア団体，NPOなど地域で福祉活動を行う者です。



震災を経験して

芦屋市は、阪神・淡路大震災を経験しました。震災の経験は私たちに、互いに助け合うことができる地域の大切さを教えてくれました。大きな災害が起きたとき、地域のコミュニティがしっかりしていれば、あるいは地域のコミュニティを壊さずに保つことができれば、それが復興のための大きな力となるということを私たちは学びました。

また、震災の教訓は、自然災害だけでなく、事故や病気などにより、不幸にして身近な人間を亡くした人への心のケアや支援の必要性を社会に提起しました。

震災から10年以上を経た今日、まちの外観は復興を遂げましたが、これらの教訓を、被災地から発信しながら、これからの地域づくりにも活かすことが、震災を経験した私たちの責務であると考えます。



4 計画の位置付け



総合計画との関連

「第3次芦屋市総合計画」（平成13～平成22年度）及び「第3次芦屋市総合計画後期基本計画」（平成18～平成22年度）では、福祉施策に関するまちづくりの目標を、「健やかでぬくもりのある福祉社会づくり」と設定しています。地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、総合計画で掲げられている目標にそって、次の6つの施策についても内包していきます。

○ 保健・医療・福祉の連携と充実

市民一人ひとりのライフステージに対応する、保健・医療・福祉がスムーズに連携した健康管理体制の実現を目指します。

地域のネットワーク形成を支援するとともに、市民やボランティア、NPOとの協働により、地域資源を活用した拠点づくりを進めます。

○ 共に助け合う地域福祉の実現

住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援、互いに支え合う地域社会の実現を図ります。

○ 高齢者の自立をサポートする社会の実現

高齢者が主体的に地域とかわかっていくための受け皿を確保していくとともに、健康の維持や安全の確保など、安心して暮らすことができるまちづくり・体制づくりを推進します。

○ 子どもたちの心と体を豊かにはぐくむ社会の実現

次世代の育成を支援するため、行政と福祉を担う様々な主体が連携して地域の家族を見守る社会の形成を目指すとともに、子育てに関する総合的な窓口機能の提供など、必要な支援が必要な時に提供される体制の充実に努めます。

○ 障がいのある人の社会参加の実現

障がいのある人が自立した生活を営んでいくために、地域社会全体で支えていくための意識づくり、仕組みづくりを進めます。障がいのある人の活動を制限し社会参加へのバリアーとなるものを取り除くため、共生の理念の普及・啓発を図るとともに、情報提供のバリアフリー化や関係法令に基づく施設・設備等の整備、移動の円滑化などを推進します。

○ 経済的困窮者への支援

被保護世帯の状況把握に努めるとともに、自立に向けて必要な個別の支援プログラムを提供していきます。

保健センター、医療機関等の関係機関や民生委員・児童委員等との緊密な連携を図りながら対応していきます。

個別計画との関連

福祉に関しては、現在「障害者（児）福祉計画＜第4次中期計画＞」、「次世代育成支援対策推進行動計画＜前期＞」、「第4次すこやか長寿プラン21」といった個別計画があります。地域福祉計画は、これらの個別計画と整合性及び連携を図りながら、理念的には、住民主体、住民参加を基本理念とする福祉の総合計画という性格をもちます。よって、各個別計画と重なる内容については、地域福祉計画の一部とみなし、施策の展開を委ねます。

障害者（児）福祉計画（平成16～平成20年度）は、「障がいのある人すべてが社会の一員として、様々な活動に参加し、役割と責任を果たすことができ、人権が尊重され、共に生き、共に支え合う社会の実現を目指す」ことを基本理念に据え、共に支え合うまちづくり、自立と個性を活かし容易に社会参加のできるまちづくり、安心して快適で自分に合った生活ができるまちづくりを基本目標にしています。

次世代育成支援対策推進行動計画前期（平成17～平成21年度）は、「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」を基本理念に据え、「子どもの育ち 親としての育ち 地域での支え合い」を基本視点に施策を展開しています。

すこやか長寿プラン21（平成18～平成20年度）は、「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念に据え、総合的な介護予防の推進、地域におけるケアの推進、高齢者の尊厳に配慮したケアの推進、サービスの質の向上と情報提供、積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくりを施策の基本目標にしています。

これらの個別計画において大きな課題となっている、地域のネットワークづくりや地域コミュニティの構築などを地域福祉計画が担います。

また、芦屋市社会福祉協議会の地域福祉推進計画第5次（平成18～平成22年度）と芦屋市地域福祉計画は、ともに地域福祉の推進を目的とする計画です。市地域福祉計画は、地域福祉を推進するための仕組みづくりの計画であり、社会福祉協議会の地域福祉推進計画は、地域福祉を具体的に進める活動・行動計画であるといえます。民間の福祉団体である社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進し、公私協働の理念を実現していきます。

*** 社会福祉協議会**

社会福祉協議会は、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各範囲で組織された民間団体（社会福祉法人）で、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など幅広く地域福祉にかかわる人々が参加しています。社会福祉法において、地域福祉を推進する団体として位置付けられており、住民にとって最も身近なところで地域福祉を具体的に推進する役割が期待されています。

社会福祉協議会は、福祉のまちづくりの地域における拠点であり、住民が主体的に活動する地域のコミュニティづくりを支援します。

保健や医療、教育など地域福祉に密接な関連をもつ分野だけでなく、他の生活関連分野の計画とも整合性を図ります。

第3次芦屋市総合計画

*** 健やかでぬくもりのある福祉社会づくり ***



芦屋市地域福祉計画

芦屋市障害者(児)福祉計画
〈第4次中期計画〉

芦屋市次世代育成支援対策
推進行動計画 〈前期〉

第4次芦屋すこやか長寿プラン
21

諸
計
画

芦屋市社会福祉協議会
地域福祉推進計画第5次



5 計画の期間



平成19年度から平成23年度の5か年計画とします。



6 計画の策定体制



芦屋市地域福祉市民会議の設置

住民主体を基本理念とする計画の策定にあたり、市民意見を広く聴取するため、「芦屋市地域福祉市民会議」を設置しました。会議は、公募委員、福祉関係団体、地域関係団体、ボランティア団体などから推薦された委員の参加によりワークショップ形式で、5か月間6回のワークショップを経て、「芦屋をよりよいまちにするための優先課題と方策」をまとめました。

地域福祉に関する市民意識調査の実施

地域福祉市民会議の他にも、地域福祉に関する市民意見を幅広く把握するため、平成18年8月に市内在住2500人（無作為抽出）に対し、郵送による意識調査を実施しました。

芦屋市地域福祉計画策定委員会の設置

市民、学識経験者、保健・医療関係者、社会福祉事業者、社会福祉関係者、地域関係者、行政関係者により組織された「芦屋市地域福祉計画策定委員会」で検討を行い、計画の原案を策定しました。

芦屋市地域福祉計画推進本部の設置

庁内においては、市長を本部長、助役を副本部長とする「芦屋市地域福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。

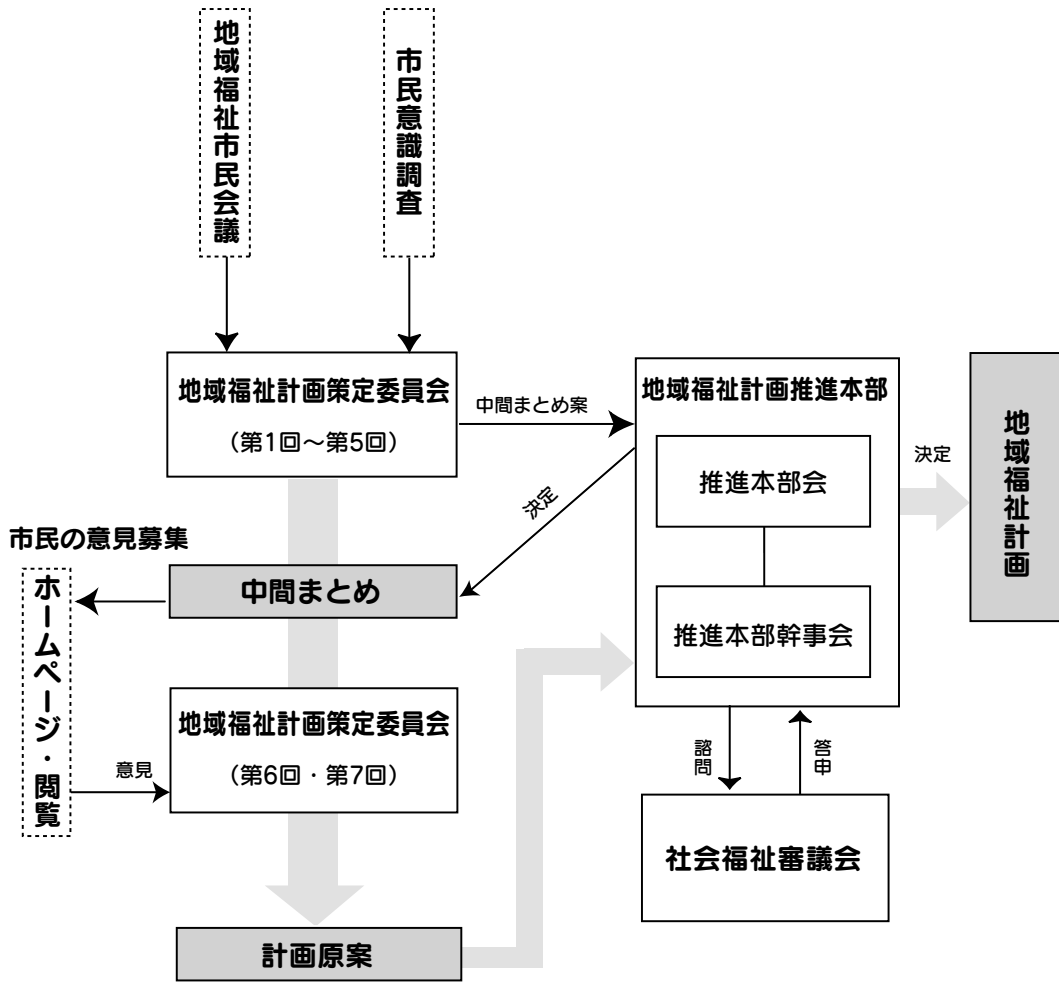
芦屋市社会福祉審議会

計画の策定にあたり、「中間まとめ」、「地域福祉計画原案」について「芦屋市社会福祉審議会」でも検討いただきました。

市民意見の募集

計画の中間まとめについて市民の声をお聴きするため、広報あしやによる周知、市のホームページ、市役所本庁、ラポルテ市民サービスコーナー等での閲覧により、平成 18 年 12 月 8 日から 30 日間市民意見を募集しました。

地域福祉の理念である住民主体や地方自治についてのご意見、また福祉のあり方についてのご意見などをいただきました。



■計画の策定体制



7 計画の推進体制



計画の推進

市内においては「芦屋市地域福祉計画推進本部会」、「芦屋市地域福祉計画推進本部幹事会」において、関係機関や関係各課との調整を図り、計画の実現を目指す施策を総合的に推進します。

また、住民主体の理念をふまえ、芦屋市社会福祉協議会や民間団体・機関と協力関係を築き、広がりをもった地域福祉の推進に努めます。

計画の評価

計画の2年目と4年目に、評価委員会による計画についての評価を行い、5年目に計画の見直しを行います。

第2章

地域の現況と課題



1 市民会議



計画を策定するにあたり，市民の皆さんの率直な意見をいただく場として，平成17年10月に「芦屋市地域福祉市民会議」を設置しました。市民会議は，6名の公募委員，福祉団体の代表や福祉関係者，自治会，老人クラブ連合会，コムスク，子ども会の関係者，民生委員・児童委員，日頃から地域福祉にかかわるボランティアグループ・NPOなどからの市民委員が参加し，市民主体のワークショップ形式で計6回の会議を経て，「芦屋をよりよいまちにするための優先課題と方策」をまとめました。会議では，何よりも地域住民の視点を大切に参加者主体で論議を深めました。生活者として，普段考えていること，自分たちのまちに対する思い，行政に対して思っていること等々を，様々な立場の人が集まり，互いの立場を認め合いながら，率直に考え，市民意見をまとめました。また会議には，学識経験者，市の職員もオブザーバーとして参加しました。

開催経過

	日 時	場 所
第1回	平成17年10月23日（日）午後1時～4時半	市役所分庁舎大会議室
第2回	平成17年11月15日（火）午後1時～4時	市役所分庁舎大会議室
第3回	平成18年 1月12日（木）午後1時～4時半	市役所分庁舎大会議室
第4回	平成18年 1月25日（水）午後1時～4時半	市民センター 301 室
第5回	平成18年 2月 3日（金）午後1時～4時半	市役所南館 4 階大会議室
第6回	平成18年 2月21日（火）午後1時～4時	市役所分庁舎大会議室

※ 3月23日（木）には，市民委員有志の参加による研修会を実施しました。

検討のプロセス

市民会議では、「芦屋市をよりよいまちにするための課題」について意見を出し合った結果、以下の11の課題に整理することができました。

- 課題 1. 地域づくりに対する市民意識を向上させ、活動実践者の発掘・育成をする
- 課題 2. 生活弱者が暮らしやすいまちづくりを進める
- 課題 3. 総合福祉センター等、活動や交流の拠点をつくる
- 課題 4. 住民と行政が協力してまちづくりに取り組める仕組みをつくる
- 課題 5. 自治会、コミスク、老人クラブ等、地域のグループや団体の横のネットワークをつくる
- 課題 6. 行政職員の資質を向上させる
- 課題 7. 気軽に参加できる地域のコミュニケーションの場をつくる
- 課題 8. 活動の担い手や参加者の固定化を解消する
- 課題 9. 声掛け、あいさつから始まる近所づき合いを深める
- 課題 10. 自治会組織の充実・連携を図る
- 課題 11. みんなが気軽に交流できる機会や、そのための情報を充実させる



まちの課題解決のための方策

市民会議では、前述の課題1から課題5についてを優先課題とし、解決のための方策を検討しました。その結果、以下のような方策が提言されました。

なお、課題解決のための方策は、「個人や家庭で取り組むこと」「地域で取り組むこと」「行政で取り組むこと」に分類してまとめています。

課題1. 地域づくりに対する市民意識を向上させ、活動実践者の発掘・育成をする

(個人・家庭では)

- 地域の情報交換連絡会をつくり、運営していく。
- 情報掲示板の管理・情報のコーディネートをする。

(地域では)

- 中学校区、できれば小学校区で、情報交換をする場所をつくり、コーディネーターを置く。情報発信、交流をする。

(行政では)

- 地域の情報交換連絡会を開催するための場を提供する。
- ボランティアグループだけでなく、NPOや個人の情報を掲示する掲示板の設置を商店、生協などと交渉する。



課題 2. 生活弱者が暮らしやすいまちづくりを進める

—インクルージョン*のまち・あしや宣言をする—

*ここでのインクルージョンとは、高齢になっても障がいがあっても外国人であってても所得が低くても、必要なサポートによりどんな立場の人も含めて包み込むという意味に使っています。

(個人・家庭では)

- 宣言ステッカーを家や自家用車に張る。
- 家庭の中で福祉を話題にする。

(地域では)

- ステッカーの普及（配布）に社協，自治会，福祉団体なども参加する。
- 福祉についての知識普及のため，シンポジウムや講演会を積極的に行う。
- 中学生の体験学習「トライやるウィーク」で福祉の現場をよく見てもらう。

(行政では)

- 障がいのある人も高齢者，外国人もみんなが住みやすいまちづくりを目指して「インクルージョンのまち・あしや」宣言を全国に先がけてする。
- 宣言をブランド化するためにかっこいいステッカー（マーク）をつくる。
- ステッカーを広報紙に掲載，公用車に貼り，市民の目につくようにする。

課題3. 総合福祉センター等，活動や交流の拠点をつくる

（個人・家庭では）

○たとえばあし湯等，知られていない交流の場をクチコミでもっと周知する。

（地域では）

- 総合福祉センターの必要性を，関係者レベルから市民の要望にしていく。
- 既存の施設や拠点を有効利用する。若い人たちもそこに子どもを連れて出向いていく。
- 掲示板を活用する。交流の拠点をつくるには利用することが大切。掲示板を見るクセをつけるために啓発していく。

（行政では）

○福祉の総合施設としての拠点づくりを，市の施策の最優先事項にする。



課題 4. 住民と行政が協力してまちづくりに取り組める仕組みをつくる

(個人・家庭では)

- 市民活動にかかわる人は、
無理をしない、自分ができることをできる時に、情報を共有する、
何がしたいか、何ができるかを考える。
- 市民活動のリーダーは、
メンバーを甘やかすすぎない、
役員の世代交代を図る、
一人で抱え込まずに任せる。

(地域では)

- プライバシーや個人情報保護についてみんなで考え直す。

(行政では)

- 行政職員の専門知識に個人差があるので福祉・人権等の職員研修を行う。
- 行政システムや部署を、市民に分かりやすく整理する。
- 住民と行政が同じ視点や意識をもつために、行政職員はボランティア活動を理解し、現場を知るように心がける。

課題5. 自治会、コミスク、老人クラブ等、地域のグループや団体の横のネットワークをつくる

(個人・家庭では)

○笑顔であいさつする。

ご近所つき合いを大切にして地域とつながりをもつ。

(地域では)

○地域で行事を開催することによって、まず顔の見える関係づくりをする。

花見、夏祭り、もちつき等、各種団体一つになってネットワークづくりの第一歩を始める。

(行政では)

○スクラップ&ビルド

行政組織を整理して、(縦割りでなく)地域とのつながりを一本化する。



市民会議でまちの課題を出し合い、11の課題に整理しました。この11の課題について、順位付けのための投票を行い、上位5つの課題を優先課題とし、それぞれ「個人・家庭でとりくむこと」「地域でとりくむこと」「行政でとりくむこと」にまとめました。

よりよいまちにするための方策

?地域福祉市民会議第5回会議まとめ?

33 地域づくりに対する市民意識を向上させ、活動実践者の発掘・育成をする

地域の情報交換ネットワークを運営していく

中学校区、できれば小学校区で情報交換をする場所をつくり、コーナーをおく

地域の情報交換連絡会を開催する

ボランティアグループ、NPOや個人の情報交換会を開催する

30 総合福祉センター等、活動や交流の拠点をつくる

たとえあし湯など、知られていない交流の場を口コミでもつと周知する

総合福祉センターの必要性を関係者レベルから市民の要望にしていく

福祉の総合施設としての拠点づくりを、市の施策の最優先事項にする

既存の施設や拠点を有効利用する。若い人たちも子どもを連れて向いていく

掲示板を活用する。交流の拠点を増やすには大切。掲示板を見せる機会を増やす

21 住民と行政が協力してまちづくりを取り組める仕組みをつくる

プライバシーや個人情報保護についてみんなど考えて直す

行政職員の専門知識に個人差があるため、福祉・人権などの職員研修を行う

行政システムや部署を、市民にわかりやすく整理する

住民と行政が同じ視点や意識をもつために行政職員は、ボランティア活動を理解し、現場を知ろう心がける

32 生活弱者が暮らしやすいまちづくりを進める

言ステッカーを家や自家用車にはる

ステッカーの普及(配布)に社協、自治会、福祉団体なども参加する

障がい児者も高齢者、外国人もみんなが住みやすいまちづくりをめざして「インクルージョンのまち・あしや」宣言を全国に先がけてする

インクルージョンのまち・あしや宣言をする

(インクルージョンとは「包み込むこと」という意味の英語)

家庭の中で福祉を話題にする

福祉についての知識普及のため、シンポジウムや講演会を積極的に開催する

中学生の職場体験「トライヤーク」で、福祉の現場をよく見てもらう

14 笑顔であいさつをすすめる

市民活動にかかわる人は無理をしない。自分ができるときに情報を共有する

市民活動のリーダーは、メンバーを甘やかさず、役員は世代交代を図る

笑顔であいさつをすすめる。近所づきあいを大切にして地域をつながりを持つ

地域で行事を開催することによって、顔をみえる関係づくりをする

笑顔であいさつをすすめる。近所づきあいを大切にして地域をつながりを持つ

笑顔であいさつをすすめる。近所づきあいを大切にして地域をつながりを持つ

笑顔であいさつをすすめる。近所づきあいを大切にして地域をつながりを持つ

笑顔であいさつをすすめる。近所づきあいを大切にして地域をつながりを持つ

14 グループや団体の横のネットワークをつくる

個人・家庭で地域で

ステッカー(マーク)を広く活用する

ステッカー(マーク)を広く活用する

ステッカー(マーク)を広く活用する

ステッカー(マーク)を広く活用する

各課題のタイトルは、優先順位を決める投票時の得点にちなみ、「プロジェクト33」などとつけた。

各課題のタイトルは、優先順位を決める投票時の得点にちなみ、「プロジェクト33」などとつけた。

各課題のタイトルは、優先順位を決める投票時の得点にちなみ、「プロジェクト33」などとつけた。

各課題のタイトルは、優先順位を決める投票時の得点にちなみ、「プロジェクト33」などとつけた。

各課題のタイトルは、優先順位を決める投票時の得点にちなみ、「プロジェクト33」などとつけた。



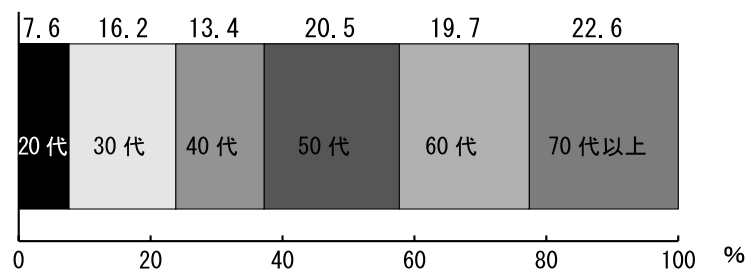
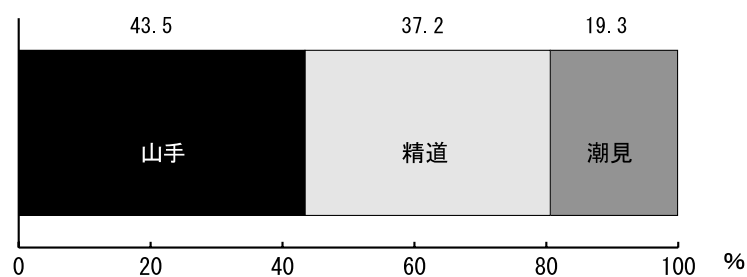
2 市民意識調査



平成18年8月に、「地域福祉に関する市民意識調査」を実施しました。調査は、無作為抽出の市内在住2500人に対し調査票を郵送、973件を回収、転居先不明等の返送分16件を除く回収率は約39.2%で、うち有効調査票は951件でした。調査結果の概要は、以下のとおりです。なお、単数回答の質問については、無回答の数が多いものについてを除いて、基本的に有効パーセントを使用しています。合計パーセントが100%を超えるものは、複数回答の質問です。

回答者の属性

地域別では、中学校区別の人口比に近いバランスでの回答が得られました。男女別に見ると、男性32.2%、女性67.8%と女性の回答率が圧倒的に高く、年齢別では、50代以上の回答率が高くなっています。住まいの形態は、持ち家が78.8%で、震災前から芦屋に居住している人は、48.0%と半数を割っています。家族構成は、一人暮らしまたは夫婦のみの世帯が約半数で、18歳未満の子どもがいる世帯は20.3%となっています。

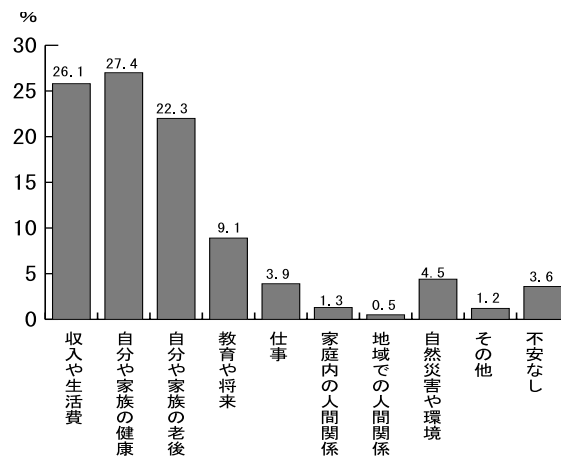


日常生活での不安について

「あなたが日常の生活でどのような不安を感じておられるか、不安の度合いの大きいものから順番に3つ以内でお答えください」の質問に対し、

一番不安に思うことは、「自分や家族の健康」27.4%、「収入や生活費」26.1%、「自分や家族の老後」22.3%の順でした。

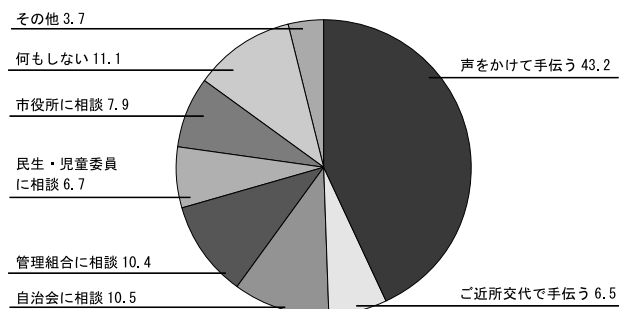
第1番目の不安



地域での助け合いについて

「地域で暮らしていると色々な問題が出てくるとは思いますが、例えばご近所のお一人暮らしの高齢者が、週2回の朝のごみ出しに困っているとき、あなたはどうしますか(回答は1つ)」の質問に対し、

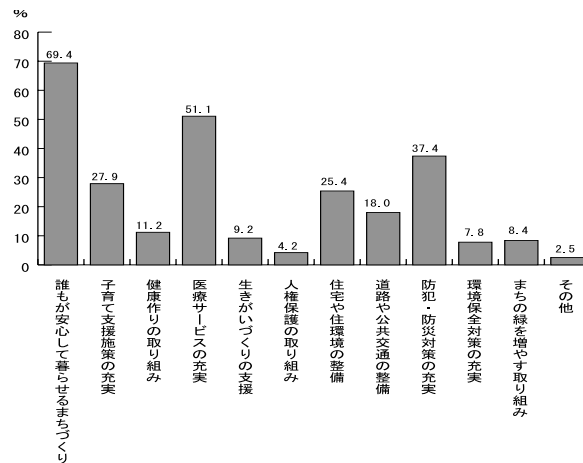
「声を掛けて手伝う」の回答が43.2%、逆に「何もしない」が11.1%。「管理組合に相談」「自治会に相談」「市役所に相談」等を合わせて「どこかに相談する」という回答は35.5%でした。



芦屋市が力を入れて取り組むべきこと

「日頃の生活の中で、ふだんの暮らしをよりよくするために芦屋市が力を入れて取り組むべきだと、あなたがお考えのことは何ですか（回答は3つ以内）」の質問について、

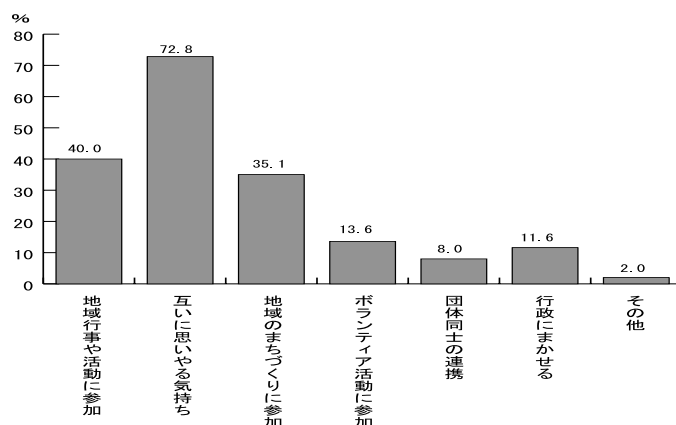
多いものから順に、「高齢になっても障がいがあっても（誰もが）安心して暮らせるまちづくり」を69.4%、「医療サービスの充実」を51.1%、「防犯・防災対策の充実」を37.4%の方が選択しています。



住民自身はどうすればよいか

「住み慣れた地域で暮らし続けるために、住民自身はどうすればよいとお考えですか（回答は3つ以内）」の質問について、

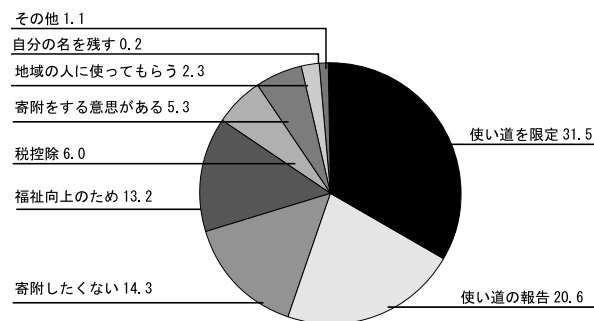
多いものから順に、「互いの生き方を尊重し、地域で孤立する人がないように互いに思いやりの気持ちをもつ」を72.8%、「地域行事や活動に積極的に参加」を40.0%、「行政機関と連携をとりながら、地域のまちづくりに積極的に参加」を35.1%の方が選択しました。また、「行政にまかせる」という回答は11.6%でした。



「寄附」による社会貢献について

「色々な「寄附」による社会貢献について、あなたはどうお考えですか（回答は1つ）」の質問に対して、

「使い道を限定」したり、「使い道を報告」すれば寄附してよいとの回答が、合わせて52%を超えました。「寄附したくない」14.3%に、「その他」1.1%、「無回答」5.5%を合わせた20.9%を寄附したくない意向であると考えても、約8割の方がなんらかの形の寄附による社会貢献の意向をもっているとの結果が出ました。

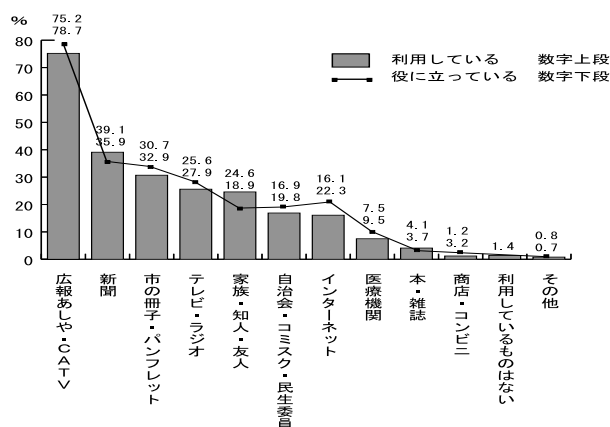


福祉の情報について

「あなたが福祉の情報を得るのに、普段利用しているもの、また役に立つと考えるものは何ですか（回答は3つまで）」の質問に対して、

多いものから順に、「広報あしや・CATV」を75.2%、「新聞」を39.1%、「市の冊子・パンフレット」を30.7%の方が選択し、次いで多いのが、「テレビ・ラジオ」25.6%、「家族や知人のクチコミ」24.6%でした。

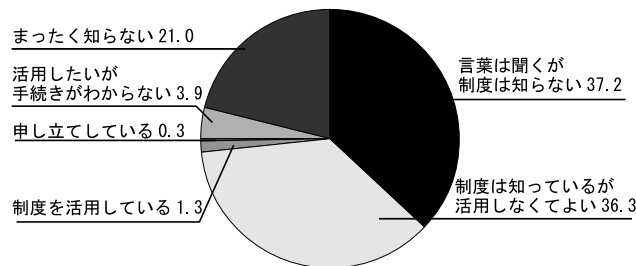
役に立つと思うものも、同じ順位でした。



「成年後見制度」について

「成年後見制度とは、本人が障がいや認知症などで判断能力が十分でない場合、本人に代わって家庭裁判所が決める成年後見人等が財産管理や介護サービス契約などを行うことができる制度ですが、あなたはこの制度について知っていますか（回答は1つ）」の質問に対して、

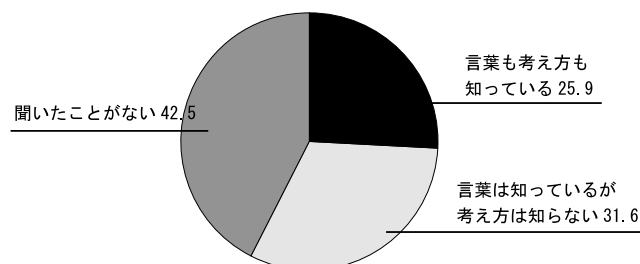
「言葉は聞くが制度は知らない」「まったく知らない」を合わせると、58.2%の方が成年後見制度を知らないという結果となりました。また、「制度は知っているが今のところ活用しなくてよい」が36.3%、「活用している」「手続き中」「活用したいが手続きが分からない」は合わせて6%未満でした。



ユニバーサルデザインについて

「ユニバーサルデザインは、年齢、性別、文化、身体状況など人がもつ様々な個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすいように、まちづくり、ものづくり、仕組みづくりなどを行っていかこうとする考え方ですが、あなたはこの言葉や考え方を知っていますか（回答は1つ）」の質問に対して、

「聞いたことがない」42.5%、「言葉は知っているが考え方は知らない」31.6%、「言葉も考え方も知っている」25.9%と、ユニバーサルデザインという概念がまだあまり知られていないことがうかがえます。

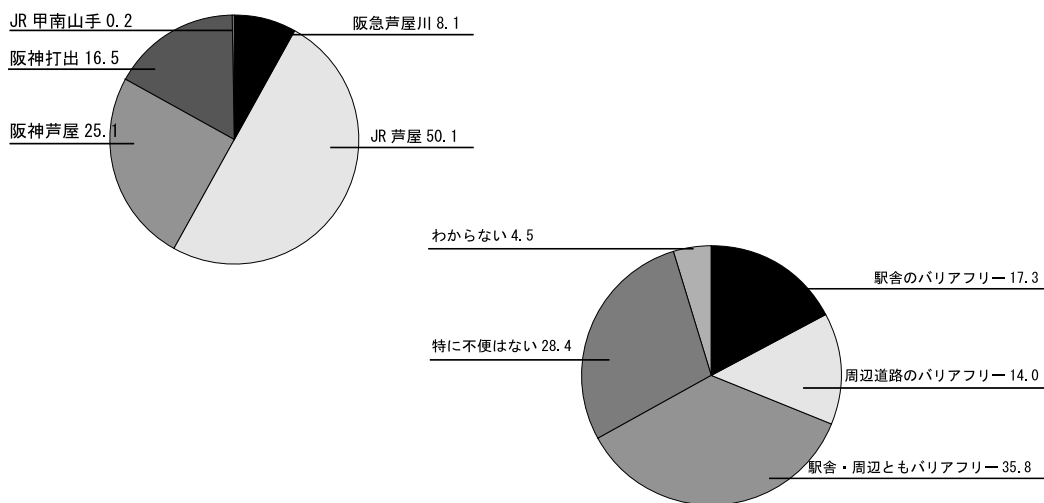


普段最もよく利用する鉄道駅について

JR芦屋駅 50.1%，阪神芦屋駅 25.1%，阪神打出駅 16.5%，阪急芦屋川駅 8.1%の順でした。

また、「最もよく利用する駅舎や駅周辺道路（駅前広場を含む）について、歩きやすさや使いやすさの観点からバリアフリー化をどのようにお感じですか（回答は1つ）」の質問について、

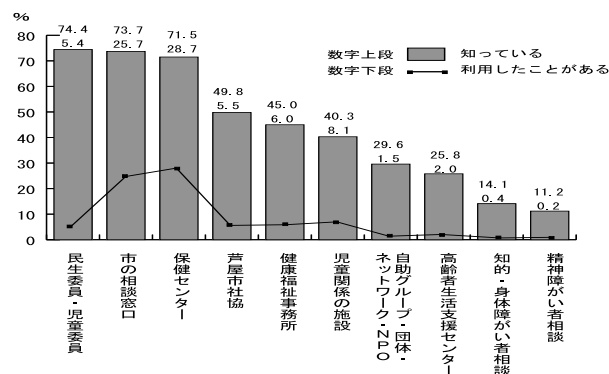
駅舎や駅周辺のバリアフリーについて「特に不便はない」との回答は28.4%で、67%の方が駅舎，周辺道路（または両方）についてバリアフリー化の必要性を感じていることが分かりました。



福祉の相談窓口について

「民生委員・児童委員」「市の相談窓口」「保健センター」については、いずれも70%以上の方が知っているとして回答しました。

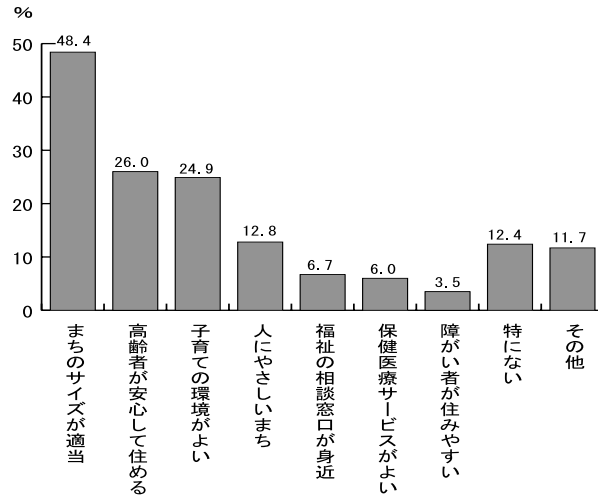
また、利用については、「保健センター」が28.7%、「市の相談窓口」が25.7%の方が利用したことがあると回答しています。



芦屋のよいところだと思うことについて

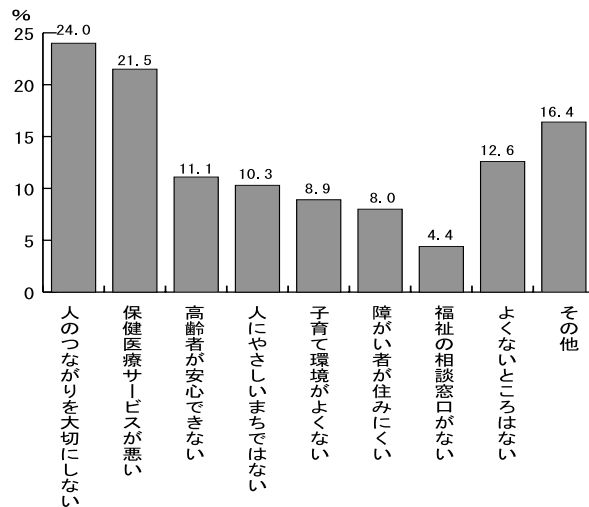
「普段の暮らしの中で、あなたが芦屋のよいところだと思うことは何ですか（複数回答可）」の質問について、

48.4%の方が、「まちのサイズが適当」と回答しています。次に多いのは、「高齢者が安心して住める」26.0%、「子育ての環境がよい」24.9%でした。



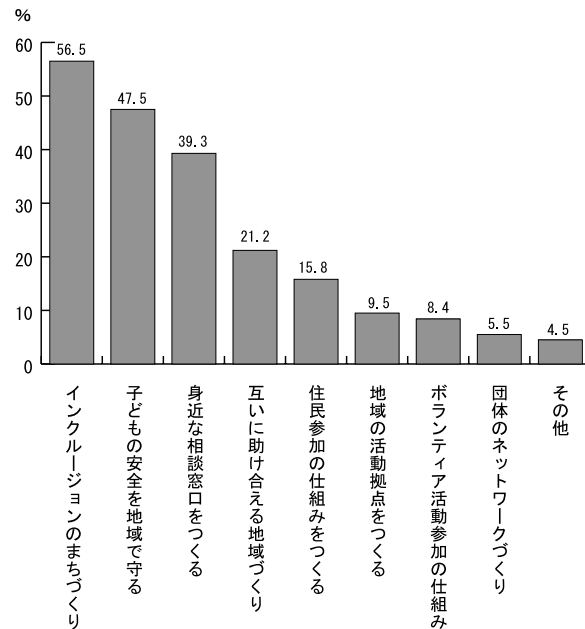
芦屋のまちのよくないと思うことについて

「人のつながりを大切にしない」は24.0%、「保健医療サービスが悪い」は21.5%でしたが、他はほぼ10%程度の回答でした。



今後の芦屋のまちづくりで大切にしていってほしいと思うことについて

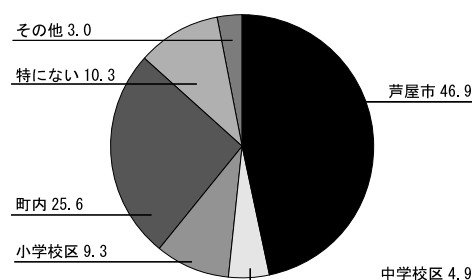
「誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるインクルージョンのまちづくり」が56.5%と最も多く、次いで「子どもの安全をみんなで守る地域づくり」47.5%、「身近な相談窓口をつくる」39.3%となりました。



あなたが「自分のまち」と感じる範囲について

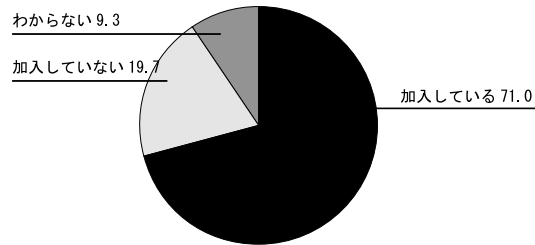
「あなたが「自分のまち」と感じているのはどの範囲ですか。あなたのお気持ちに一番近い答えを1つお選びください」の質問について、

46.9%が「芦屋市」と回答しているが、次は「自分の住む町内」25.6%となっており、町内からいきなり市全体へまち意識が一気にとんでいることがうかがえました。地域コミュニティの横の連携の状況を表しているともいえます。



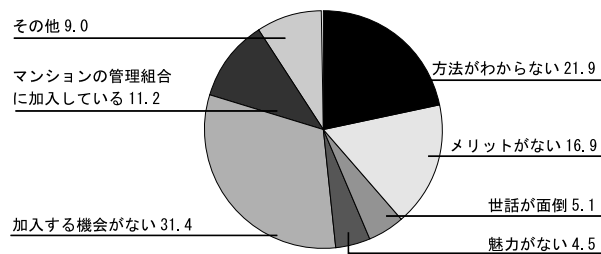
自治会への加入について

「加入している」が71.0%、「加入していない」が19.7%、「加入しているかどうか分からない」も9.3%ありました。



<加入しない理由について>

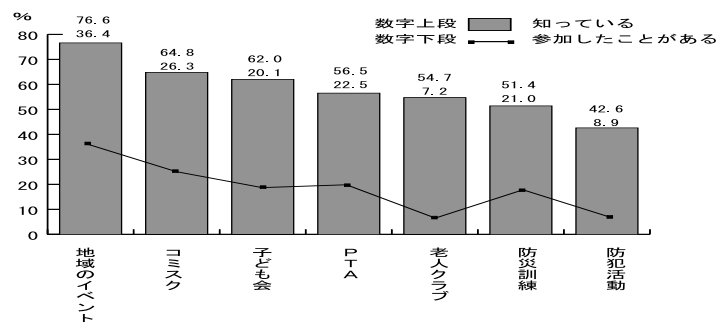
多いものから順に、「加入する機会がない」31.4%、「加入方法がわからない」21.9%、「加入するメリットがない」16.9%となりました。また、「マンションの管理組合に加入しているから」という回答も11.2%ありました。



地域行事や地域活動の認知度と参加について

地域の行事や活動でよく知られているのは、多いものから順に、「秋祭りなどの地域のイベント」76.6%、「コミスク」64.8%、「子ども会」62.0%、「PTA」56.5%、「老人クラブ」54.7%でした。

また、参加したことがあるのは、「秋祭りなど地域のイベント」が36.4%で最も多く、次いで「コミスク」26.3%、「PTA」22.5%となりました。

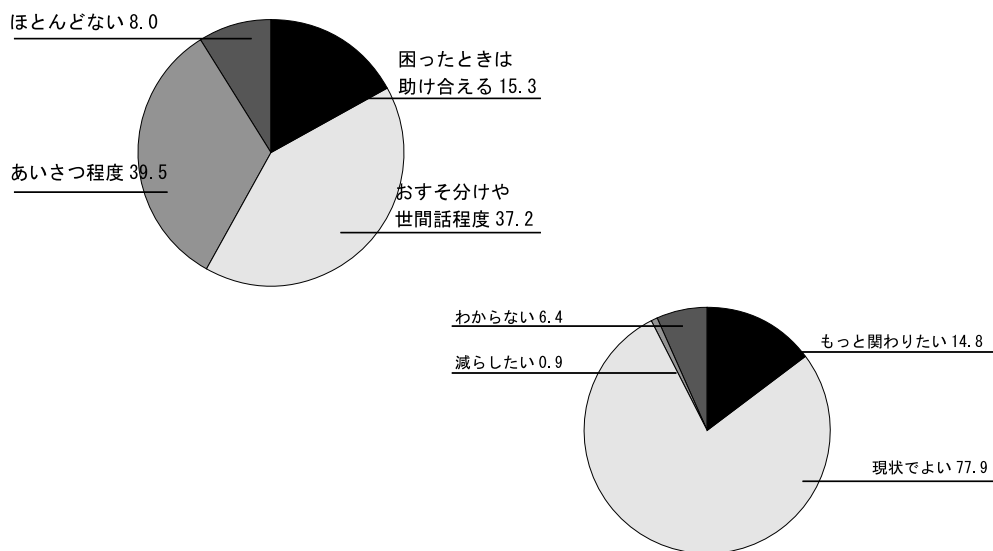


近隣との付き合いの程度について

「あなたは近隣にどの程度のお付き合いの方がいますか（回答は1つ）」の質問について、

「あいさつ程度」が39.5%で最も多く、次いで「おすそ分けや世間話程度」が37.2%、「困った時は助け合える」関係は15.3%でした。

また、77.9%の方が近隣とのつき合いは「現状でよい」と回答しており、「もっとかかわりたい」は14.8%、「減らしたい」人は0.9%でした。

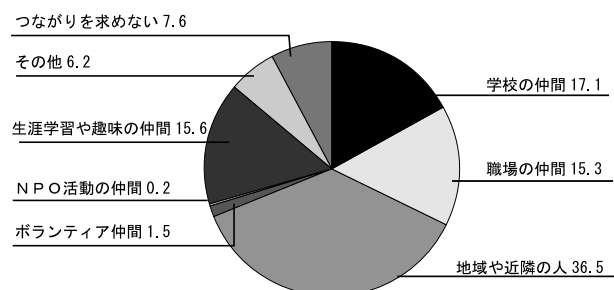


家族以外で最も大切にしている人とのつながりについて

「人とのつながりの中で、あなたは家族以外で誰とのつながりを大切にしますか（最も大切にしているものを1つお答えください）」の質問について、

多いものから順に、「地域や近隣の人」36.5%、「学校の仲間」17.1%、「生涯学習や趣味の仲間」15.6%、「職場の仲間」15.3%となりました。

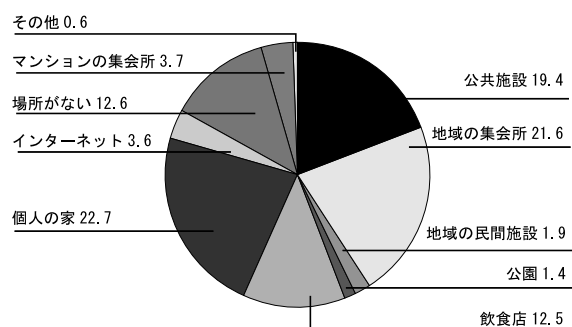
「つながりを求めない」という人は7.6%でした。



集いの場について

「あなたの普段の生活の中で、ちょっと気になることがあったり、ちょっと困ったことが起こったとき誰かと集まって相談できるような場所をもし求めるとすれば、それはどこですか（回答は1つ）」の質問について、

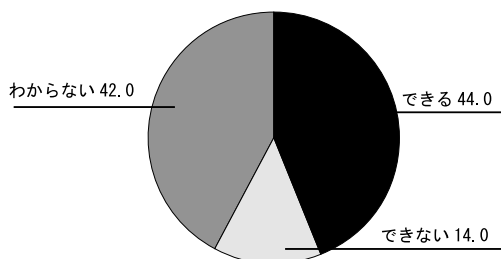
普段の生活の中で、ちょっと気になることがあったり、ちょっと困ったことが起こったとき、誰かと集まって相談できるような場所は、「個人の家」22.7%、「地域の集会所」21.6%、「公共施設」19.4%となり、公的な拠点としては41%でした。



災害時の避難等の手助けについて

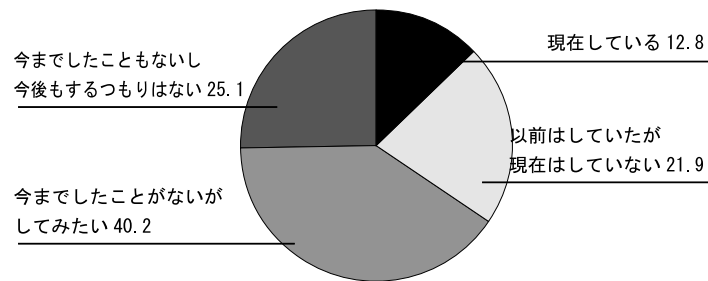
「災害時に避難等の手助けを必要としている方について、あなたは地域の人や自主防災会などの地域組織と協力して避難等の手助けができますか（回答は1つ）」の質問について、

地域の人や自主防災会などの地域組織と協力して避難等の手助けが「できる」と答えた方は44.0%、「わからない」42.0%、「できない」14.0%となりました。具体的な仕組みや方法があれば、多くの人が何かの手助けができる可能性を示しています。



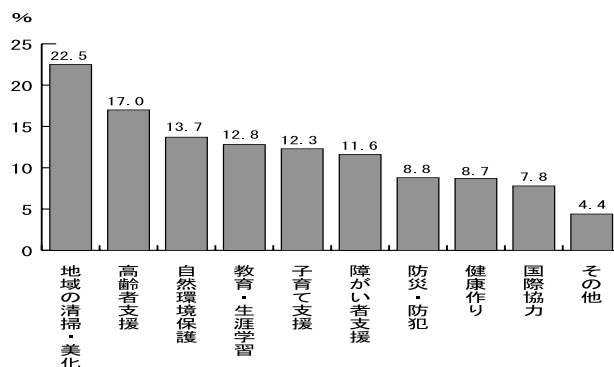
ボランティア活動の経験について

「今までしたことがないが今後してみたい」が最も多く40.2%、「今後もしないつもりはない」が25.1%、「以前はしていたが、現在はしていない」21.9%、「現在している」は12.8%でした。「今後してみたい」の回答は、年齢別では30代が最も高くなっています。



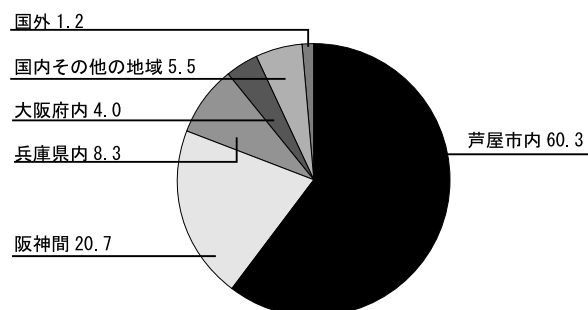
<活動分野>

活動している人、今後したい人の分野内容は、多いものから「地域の清掃・美化」「高齢者支援」、次いで「自然環境保護」「教育・生涯学習」「子育て支援」「障がいのある人の支援」となりました。



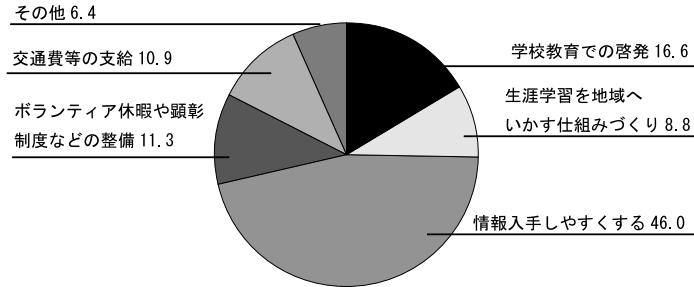
<活動場所>

60.3%が芦屋市内での活動で、次いで阪神間が20.7%となり、身近な地域で活動している人が多いことがわかります。



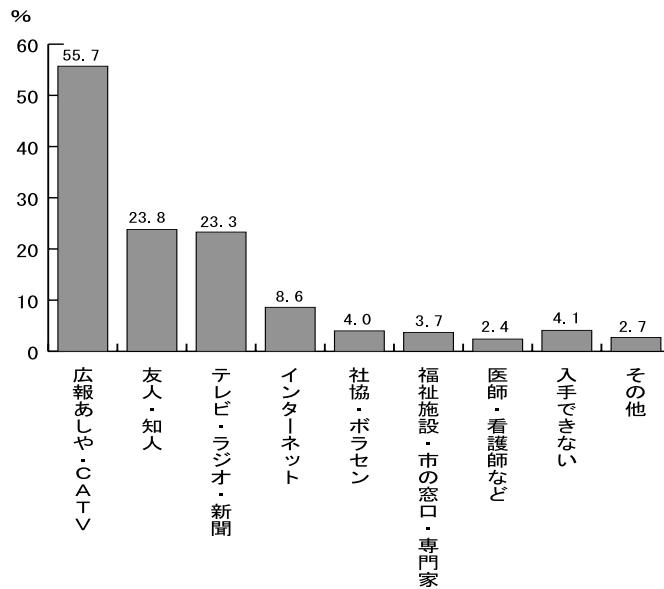
ボランティア活動が活発になる条件について

「情報入手しやすくする」が46.0%で最も多く、「学校教育での啓発」16.6%が続きました。



ボランティア活動に関する情報の入手

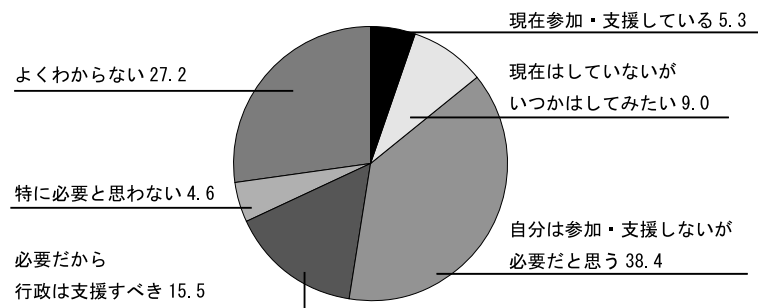
「広報あしや・CATV」が55.7%、「友人知人」が23.8%、「テレビ・ラジオ・新聞」が23.3%で、公的情報、マスメディア、クチコミの3つが有力な情報入手の方法になっている実情がうかがえます。「入手できない」の回答も4.1%あり、情報入手のための環境がまだ十分に整っていないこともうかがえます。



NPO法人（特定非営利活動法人）について

「自分は参加も支援もしないが、必要だ」38.4%、「必要だから行政は支援すべきだ」15.5%を合わせると、過半数が「必要」と回答しています。

NPOに「参加している」「いつかは参加してみたい」が合わせて14.3%ある一方、「必要と思わない」は4.6%、「よくわからない」という人も27.2%あり、NPOがまだよく理解されていない現状もうかがえます。



第 3 章

計画の目標と 基本方針



1 計画の目標



住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援、互いに支えあう地域社会の実現を図ります。



2 計画の基本方針



基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進

基本方針 2：福祉サービスの充実

基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進

基本方針 4：人にやさしいまちづくりの促進

第4章

施策の展開



1 重点施策



基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進

- 住民一人ひとりの日常的な取り組み
- 地域や団体による取り組み
- 福祉団体やボランティアグループ、NPOへの支援
- 住民主体の地域福祉活動に対する支援
- 社会福祉協議会の役割

基本方針 2：福祉サービスの充実

- 地域の福祉課題の把握
- サービス基盤の整備
- 地域（社会）資源の有効活用
- 福祉人材の育成

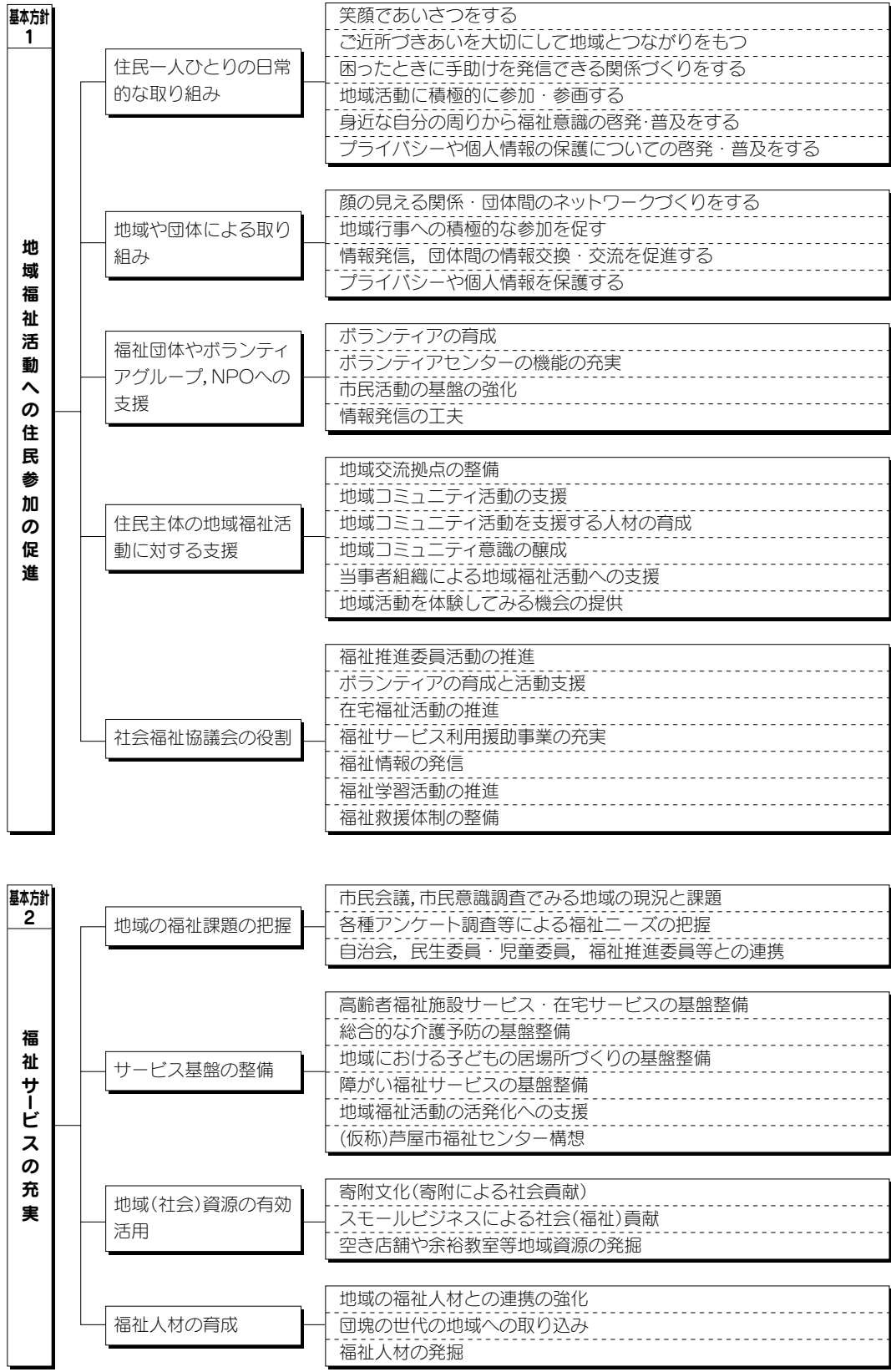
基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進

- 情報提供システムの整備
- 相談体制の充実
- 権利擁護システムの整備
- 地域における総合的なケアシステムの展開

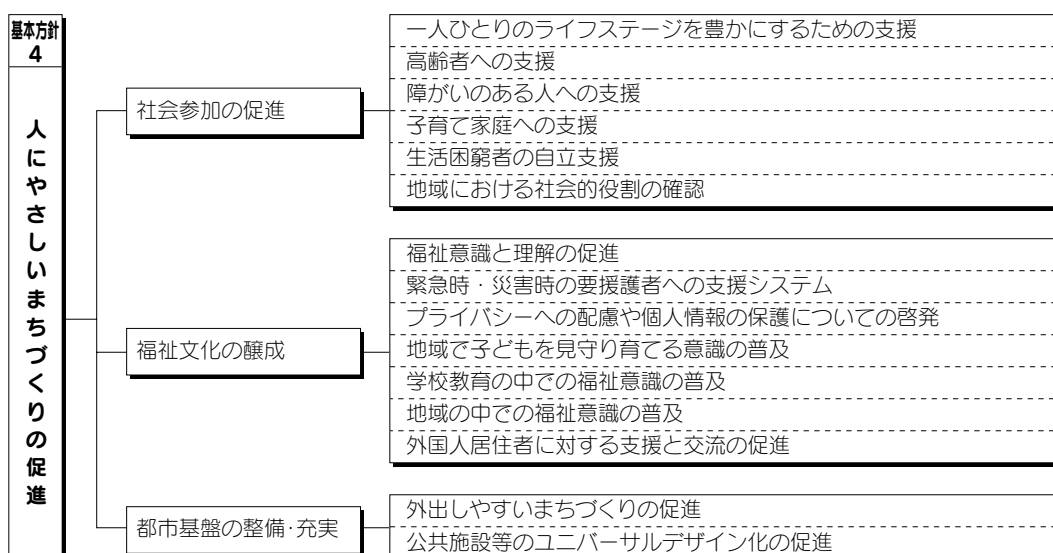
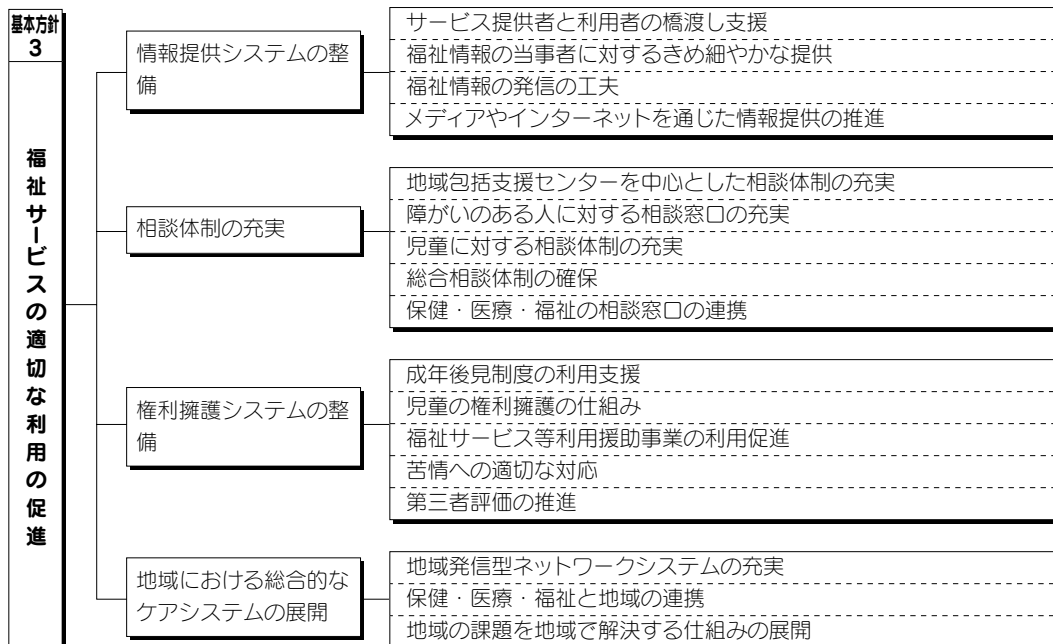
基本方針 4：人にやさしいまちづくりの促進

- 社会参加の促進
- 福祉文化の醸成
- 都市基盤の整備・充実

施 策



体 系





2 施策体系



基本方針 1：地域福祉活動への住民参加の促進

住民参加の促進への取り組みとして、地域福祉市民会議では住民自身や地域で取り組めることは何かについて考えました。地域福祉の推進のためには、住民の主体的な参加が大切です。

住民一人ひとりの日常的な取り組み

市民会議において、参加者自身が主体的に考えた「芦屋をよりよいまちにするために個人や家庭で自分たちが取り組むべきこと」は、次のとおりです。

- 笑顔であいさつをする。
- ご近所づき合いを大切にして地域とつながりをもつ。
- 困ったときに手助けを発信できる関係づくりをする。
- 地域活動に積極的に参加・参画する。
- 身近な自分の周りから福祉意識の啓発・普及をする。
- プライバシーや個人情報の保護についての啓発・普及をする。

地域や団体による取り組み

市民会議において、参加者自身が主体的に考えた「芦屋をよりよいまちにするために地域や団体で取り組むべきこと」は、次のとおりです。

- 顔の見える関係・団体間のネットワークづくりをする。
- 地域行事への積極的な参加を促す。
- 情報発信，団体間の情報交換・交流を促進する。
- プライバシーや個人情報を保護する。

福祉団体やボランティアグループ、NPOへの支援

○ ボランティアの育成

元気な高齢者が、豊かな経験や知識、長年培った技能を生かし、ボランティア活動に参加することは、介護予防等自らの生活の充実につながることはもちろん、地域においては、知恵の伝承、世代間交流、援護の必要な高齢者の見守り、子どもたちの見守り、子育て家庭へのアドバイスなど、地域社会に対する貢献にもつながるものです。

障がいのある人を支援するボランティアは、専門的な知識や技術が必要な場合もありますが、研修会や講座を充実するなどして、幅広くボランティアの育成を図ります。また、ボランティアの育成を通じて、障がいへの理解の促進を図ります。

子育て家庭に対しては、密室育児を防ぎ、子育ての不安感や負担感を軽減するため、自主グループやサークルの育成を支援し、グループ間のネットワークづくりを支援します。また、地域ぐるみで子育て家庭を支援できるよう、地域での子育て支援ボランティアの育成充実を図ります。

また、中・高校生など学生の地域活動への参加を促進するために、学生ボランティアの育成を図ると同時に、関係機関と連携して地域活動への参加の機会を提供します。ボランティア活動への参加を通じて、福祉への理解を深めます。

○ ボランティアセンターの機能の充実

福祉ボランティアの育成やその活動の支援は、ボランティアセンターで行っていますが、活動の地域への広がりを図るために、ボランティアグループや団体間をネットワーク化し、あわせて団体間の情報交換の充実を図ります。また、ボランティアのコーディネートを図るなど、ボランティアセンターが活動・交流の拠点となるよう機能の充実を図ります。

○ 市民活動の基盤の強化

平成18年2月に「芦屋市市民参画・協働推進の指針」が策定され、それを受けて「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を平成19年3月に制定、NPOや市民活動団体等の協働の拠点として、(仮称)あしや市民活動センターを設置する予定になっています。そのセンターでは、NPOや市民活動団体間の交流・運営についての相談等の中間支援の取り組みが行われる予定です。この動きと連携しながら、団体間のネットワークづくりの推進を図ります。

○ 情報発信の工夫

地域福祉活動に関する様々な情報、あるいは地域の情報について、必要な人に必要な情報が届くよう、情報の発信を工夫する必要があります。地域の様々な施設を利用し情報を発信します。

住民主体の地域福祉活動に対する支援

○ 地域交流拠点の整備

住民と行政の情報共有の場を地域に設けていく、福祉の様々な行政情報がたやすく得られたり、住民同士の情報交換ができるような地域の交流拠点の確保に努めます。

○ 地域コミュニティ活動の支援

自治会、老人クラブ、子ども会、コミスク等地域組織の活動を支援することは、地域福祉活動を充実させることにつながります。団体どうしや関係機関が互いに連携するとともに、行政内部においてはそれぞれの団体の関連部署が連携をとり、地域活動を支援します。

○ 地域コミュニティ活動を支援する人材の育成

地域にあまり関心のない住民にも多様な参画を促すため、地域活動コーディネーターのような人材を育成し、地域活動を盛り上げていくことが重要です。そのための、コミュニティワーカー養成講座などを検討します。

また、市民と行政が協働する上で、行政職員の地域活動への意識を醸成することも重要です。行政職員の地域活動を促進するため、意欲のある職員を地域ボランティアとして育成する職場の環境づくりに努めます。

○ 地域コミュニティ意識の醸成

核家族化や都市化によって希薄となった地域のコミュニティ意識、自分たちが暮らすまち意識を取り戻し、醸成していく必要があります。市民会議においても、古くから居住しているいわゆる「旧住民」と新たに転入してきた「新住民」、あるいは地域意識がどちらかという希薄といわれる「マンション族」などとの間に、同じまちに暮らす住民であるとのコミュニティ意識を広めて行くことが重要であると提起されています。また、市民意識調査においても、「自分のまち意識」に、横のコミュニティの希薄さが現れていることがうかがえます。今後、縦割りになりがちなコミュニティの横の広がりを促進する必要があります。

○ 当事者組織による地域福祉活動への支援

福祉課題を抱える当事者間での支え合いは、それ自体ひとつの意味をもつものです。同じ経験や感情を共有する仲間であれば、日常生活や社会生活での相談も、気軽に心を開いてできるということもあります。このように、福祉課題を抱える本人や、家族自身も地域福祉をつくる主体になれるという意味でも、当事者組織の地域福祉活動に対する支援は重要であり、今後も支援します。

○ 地域活動を体験してみる機会の提供

例えば、賢い消費者になるために、「販売側の経験をするとい消費者になれる」、あるいは親の介護を経験した者が「よいサービス提供者になれる」といったことがみられます。同じように、何らかの地域活動を体験してみることによって、参加することの楽しさや大切さを実感し、それが福祉意識の広がりや参加意識の啓発につながります。中学生の体験学習「トライやるウィーク」や高校生の就業体験事業などでも、福祉の現場を体験する機会を提供します。

社会福祉協議会の役割

地域の福祉団体であり、地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会の役割は、今後ますます重要になります。地域福祉の中核として、より地域に密着した活動を、行政、関係機関と連携・協働して推進します。また、住民相互の支え合いのネットワークづくりを目指し、関係機関と役割分担を行うなど、協働して地域ネットワークの構築を図っていきます。

○ 福祉推進委員活動の推進

福祉推進委員は、生きがいづくり活動や高齢者のつどい活動、訪問活動や見守り活動、地区福祉だよりの発行など、各地域において細やかな地域活動をしています。研修や実働体験などをとり入れながら、他の地域団体とも連携をとり、積極的に小地域福祉活動を推進します。

○ ボランティアの育成と活動支援

ボランティア体験・養成講座の開催など、新たなボランティア活動者の発掘・育成を図るとともに、活動グループを支援します。またボランティアセンターを活動の拠点、情報収集、グループ間の交流・情報交換の場としてその機能の充実を図ります。

○ 在宅福祉活動の推進

移送サービス事業や高齢者会食懇談会の開催、車椅子等福祉用具の貸出事業などを通じて、援護を必要とする人に対し、地域での在宅生活を支援します。

○ 福祉サービス利用援助事業の充実

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人で福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスについての情報提供、利用手続き支援、利用料等の支払い、日常的な金銭管理支援、苦情解決制度の利用などを生活支援員が援助しており、今後も援助事業の充実に努めます。

○ 福祉情報の発信

社協だよりや情報紙「クリア」、ふくしかわら版、地区福祉だよりやホームページなど、様々な媒介を通じて地域の福祉活動情報やボランティア情報を発信します。

○ 福祉学習活動の推進

市民福祉講座の開催や学校への福祉用具の貸し出し、訪問学習活動を通じて福祉教育を支援し、福祉意識の普及に努めます。

○ 福祉救援体制の整備

災害救援市民本部会議において、災害時に援護を必要とする人に対する支援の仕組みを整備します。

基本方針 2：福祉サービスの充実

適切な福祉サービスを提供するためには、各種のアンケート調査や民生委員・児童委員等との連携により地域の福祉課題を把握するとともに、福祉サービス提供者とも協力しながら、福祉サービスの充実を図ることが必要です。

地域の福祉課題の把握

○ 市民会議、市民意識調査でみる地域の現況と課題

平成 17 年度開催の市民会議において、芦屋のまちをよりよくするために必要な課題について、市民委員のみなさんから生活者としての率直な意見をいただきました。

- ・ 地域づくりに対する市民意識を向上させ、活動実践者の発掘・育成をする
- ・ 生活弱者が暮らしやすいまちづくりを進める
- ・ 総合福祉センター等、活動や交流の拠点をつくる
- ・ 住民と行政が協力してまちづくりに取り組める仕組みをつくる
- ・ 自治会、コムスク、老人クラブ等、地域のグループや団体の横のネットワークをつくる
- ・ 行政職員の質を向上させる
- ・ 気軽に参加できる地域のコミュニケーションの場をつくる
- ・ 活動の担い手や参加者の固定化を解消する
- ・ 声掛け、あいさつから始まる近所づき合いを深める
- ・ 自治会組織の充実・連携を図る
- ・ みんなが気軽に交流できる機会や、そのための情報を充実させる

また、平成 18 年 8 月に実施した市民意識調査においてみられた地域に対する住民の意識は、おおむね「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を望み、住民自身は「互いの生き方を尊重し地域で孤立する人がないよう互いに思いやりの気持ちをもって生活する」ことが必要だと考えています。

- 各種アンケート調査等による福祉ニーズの把握
 - 平成 15 年 12 月 子育て支援に関するアンケート調査
 - 平成 17 年 2 月 高齢者に対するアンケート調査
 - 平成 18 年 8 月 障がい者（児）福祉に関するアンケート調査
 個別計画の策定に伴い各種のニーズ調査を実施しています。

- 自治会，民生委員・児童委員，福祉推進委員等との連携
 - 自治会，民生委員・児童委員，福祉推進委員など地域や福祉の組織と連携をより一層強め地域の実情を把握します。

サービス基盤の整備

- 高齢者福祉施設サービス・在宅サービスの基盤整備
 - 高齢者が住み慣れた地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービスの基盤整備を進め，小規模多機能型居宅介護施設の整備等地域密着型のサービスの充実に努めます。

- 総合的な介護予防の基盤整備
 - 地域包括支援センターの整備を進め，高齢者の総合相談体制の充実に図ります。また，高齢者がよりいつまでもいきいきと地域に参加できるよう介護予防の充実に努めます。

- 地域における子どもの居場所づくりの基盤整備
 - 市民意識調査でも「子どもの安全をみんなで守っていけるような地域づくり」が今後のまちづくりで大切にしていってほしいことであると考えている人が，約 47%と半数近くあり，幼児や学童はもちろん中・高校生の子どもの地域で見守り育てる意識をもち，地域全体が子どもの居場所になるような地域づくりを目指します。

○ 障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう基盤整備を進め、必要なサービスの提供を図ります。

住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域での生活や就労等の支援などの課題に対応したサービス提供の基盤整備を図ります。

また、地域で障がいのある人を支えるために、地域ネットワークの構築についても検討します。

○ 地域福祉活動の活性化への支援

福祉団体や住民団体、ボランティアグループ、NPOなどの地域福祉活動の活性化には様々な支援が必要です。町内の清掃活動や防犯パトロール等の活動を広く地域福祉活動として活用する仕組みを検討します。「したいこと」と「してほしいこと」をつなぐ仕組みをつくり、地域福祉活動の活性化を支援します。

○ (仮称) 芦屋市福祉センター構想

木口ひょうご地域振興財団が建物を建設し、その一部を市が有償借用して芦屋市福祉センターとしての事業を行うことで協議を進めていきます。福祉センターの事業内容については、市民、福祉関係者の意見を広くお聴きしながら検討します。

地域（社会）資源の有効活用

○ 寄附文化（寄附による社会貢献）

市民意識調査の結果を見ると、寄附による社会貢献をしてもよいと考えている人が、回答者の中では約8割ありました。地域福祉活動を活性化するため、寄附の使われ方を明確にするなど、情報公開を徹底しながらさらに善意による社会貢献の意識を活かすために、従来の寄附とは違う仕組みを検討します。仕組みをつくることにより、活動への参加の選択肢を広げ、活動の市民への啓発を図り、住民参加の意識を促進します。

○ スモールビジネスによる社会（福祉）貢献

障がいのある人や子育てにより仕事をやめた人、高齢者で働く意欲のある人たちが、地域で活躍できる仕事（役割）を見つけ、いきいきと暮らせる場をつくりだすような福祉のまちづくり就労の事業を公募するなど検討します。就労を受け入れる事業者を探すと同時に、受入れ事業者のメリットをつくりだす仕組みづくりに努めます。

○ 空き店舗や余裕教室等地域資源の発掘

地域資源のひとつとして、空き店舗や学校の余裕教室などがあります。現在、コムスク等が地域組織として小学校や幼稚園などを中心に活動していますが、商工会や教育委員会と連携をとりながら、より一層このような活動を推進します。学校は、子どもたちにとって最もなじみの深い場所であり、地域と学校がより連携を深め、社会資源を地域に開放し、地域ぐるみで子どもたちを育てていく意識をもつよう啓発に努めます。

福祉人材の育成

○ 地域の福祉人材との連携の強化

地域には、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、福祉推進委員など様々な人材が活動しています。これらの人たちとより連携を深めながら、支援を必要とする人たちが地域で孤立することを防いでいく仕組みづくりに努めます。

○ 団塊の世代の地域への取り込み

平成 19 年から、団塊の世代が定年を迎えます。産業界でも団塊の世代の高い技術力をどう継承するかが問題となっていますが、逆に様々な技能をもった人たちを地域に迎え入れることができれば、地域にとっては貴重な人材となり得ます。営業の手腕をもった人や財務の手腕をもった人、技術をもった人たちなど団塊の世代は人材の宝庫であるといえます。また、この世代が高齢期をいきいきと過ごせるよう、地域活動参加を支援する講座などを開設します。

○ 福祉人材の発掘

地域にいる様々なノウハウをもった人材を福祉活動に活かせるような取り組みを進めます。

基本方針 3：福祉サービスの適切な利用の促進

福祉サービスを安心して選択・利用するためには、利用者とサービス提供者の対等な関係が築かれなければなりません。そのために、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備や、サービスへとつなぐ相談支援体制の充実、利用者の権利擁護の仕組みなどが必要です。

情報提供システムの整備

- サービス提供者と利用者の橋渡し支援

民生委員・児童委員や福祉推進委員は福祉情報の提供者として地域で重要な役割を担っています。これら市民と行政のパイプ役に対して、研修会や説明会などの開催により最新の福祉情報を提供するよう取り組みます。
- 福祉情報の当事者に対するきめ細やかな提供

「障がい福祉のしおり」や「あしやの高齢者福祉と介護保険」、「子育てガイドブック」などによる当事者へのきめ細やかな情報提供、広報あしやや市のホームページなどによる情報提供の充実を図ります。身体に障がいのある人にとって、インターネットは情報入手の重要な手段のひとつとなっており、その充実に努めます。
- 福祉情報の発信の工夫

必要とする人がほしい情報を容易に手に入れられるよう、広報あしやや市のホームページ等の情報発信を工夫します。また、クチコミや地域の掲示板のような身近な情報発信も利用し、易しい言葉を使った情報の発信に努めます。
- メディアやインターネットを通じた情報提供の推進

広報あしや、新聞等のメディア、ホームページ等インターネットのような媒体など、様々な提供媒体を利用して効果的な情報提供に努めます。

相談体制の充実

- 地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実
高齢者に対する相談体制については、地域包括支援センターの整備を順次進めながら充実を図っていきます。支援センターでは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行います。

- 障がいのある人に対する相談窓口の充実
障がいのある人に対する相談窓口については、身体障がい者相談、知的障がい者相談が相談日を設けて福祉事務所内で行われているほか、地域での相談・助言を行っています。また、精神障がい者相談は、芦屋メンタルサポートセンターにおいて週2日行われています。これらの相談窓口についても引き続き充実を図ります。

- 児童に対する相談体制の充実
学童期、思春期における様々な問題に対処するために、児童委員や関係機関と連携を深め、相談体制の充実を図ります。

- 総合相談体制の確保
高齢者や障がいのある人についての相談窓口のほか、児童に関する相談についてはこども課が窓口になって、母子・父子相談、家庭児童相談、子育て相談などを行っています。今後は、福祉全般の相談窓口として、総合相談体制についても検討します。

- 保健・医療・福祉の相談窓口の連携
総合的な介護予防の推進や、在宅生活を支えるための体制の整備を推進するため、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や芦屋病院、その他の医療機関などと互いに連携を図り、相談体制の充実を図ります。

権利擁護システムの整備

- 成年後見制度の利用支援（高齢者・障がい者等）

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない場合において，本人に代わって家庭裁判所が決める成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約などを行う成年後見制度については，市民意識調査でも約 58%の方が「全く知らない，あるいは言葉は聞いたことはあるが制度の中身は知らない」と回答しており，制度についての普及・啓発を図ります。
- 児童の権利擁護の仕組み

芦屋市要保護児童対策地域協議会において協議し，保護を必要とするすべての児童の権利擁護を図ります。
- 福祉サービス等利用援助事業の利用促進

認知症高齢者や障がいのため福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人が，地域で安心して生活できるように，福祉サービスの利用手続や利用料の支払い，日常の金銭管理などの援助を行う福祉サービス等利用援助事業の利用促進を図ります。
- 苦情への適切な対応

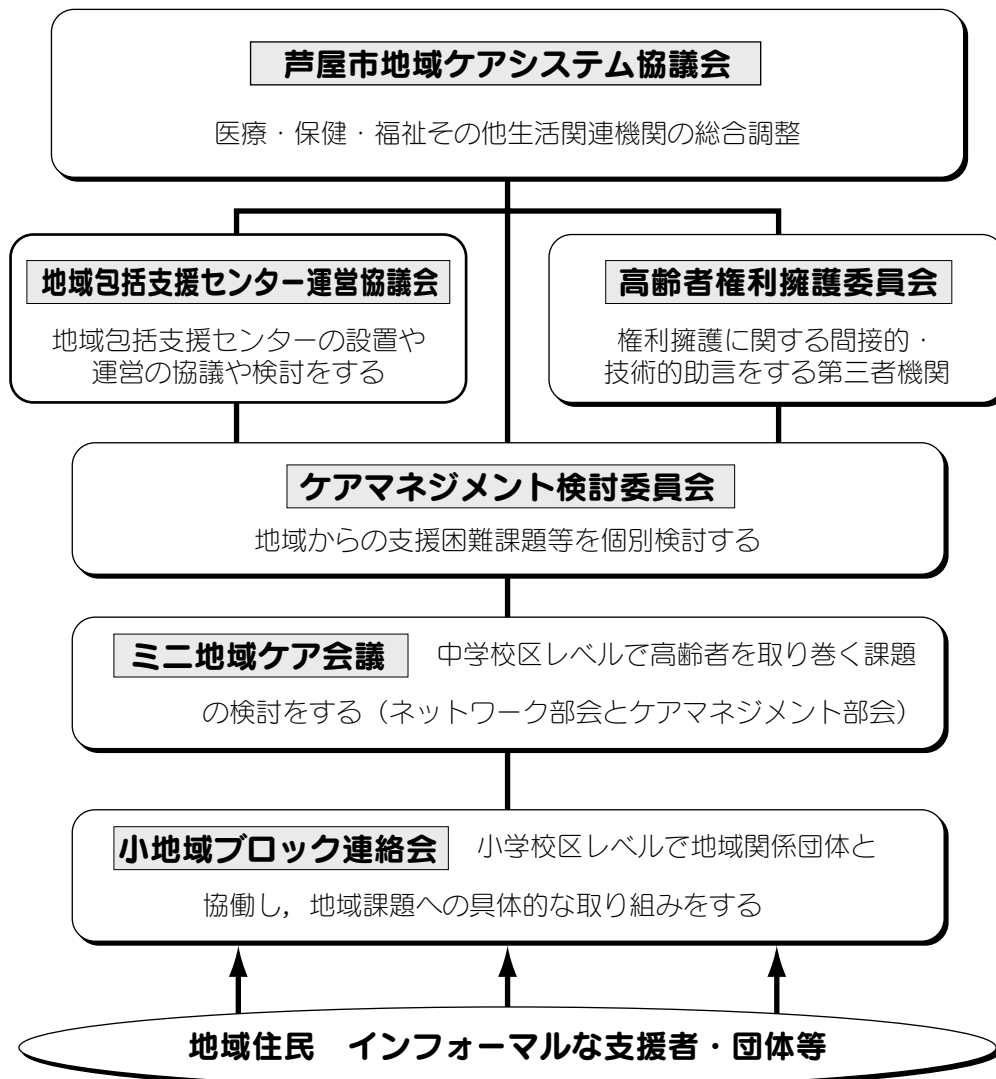
福祉サービスの利用に「契約」制度を取り入れるにあたり，安心してサービスを選択・利用するための利用者保護の制度のひとつとして，苦情対応の仕組みが求められました。苦情相談の窓口の第一はサービス事業者ですが，市町村は身近な相談窓口として運営基準で位置づけられています。本市も引き続き，苦情対応の窓口の役割を果たし，相談対応体制の充実を図ります。
- 第三者評価の推進

福祉サービスの質を確保するために，事業者自らが行う「自己評価」の他に，外部から評価をする「第三者評価」があります。事業者の基本情報の公開なども含めて，外部からの評価システムを推進します。

地域における総合的なケアシステムの展開

○ 地域発信型ネットワークシステムの充実

現在、高齢者に対する相談体制については、地域包括支援センターの整備を順次進めながら充実を図っています。地域には高齢者だけが暮らしているわけではないので、実際には地域からは障がいのある人の相談や児童の相談などが地域課題としてあがってきています。今後は、地域の総合的な課題に対応するため、自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取り組みを進めるため、障がいのある人や児童を包括した地域発信型ネットワークの充実を図ります。



■地域発信型ネットワークシステムのイメージ図（高齢者システムから）

○ 保健・医療・福祉と地域の連携

高齢になっても、障がいがあっても誰もがその人らしい自立した生活を地域で送るためには、保健・医療・福祉の連携の強化は欠かせないものです。一人ひとりがいきいきとした生活を送ることを支援するため、各専門機関どうしの連携はもちろん、専門機関と地域住民・地域団体等の連携を強化します。

○ 地域の課題を地域で解決する仕組みの展開

地域発信型ネットワークシステムも、保健・医療・福祉と地域の連携も、基本は「地域の課題を地域で解決する取り組み」です。地域住民や団体の主体的な福祉活動の促進なしにこの取り組みは進みません。また、地域の課題を住民それぞれが自身の問題でもあると意識することができれば、住民・事業者・行政が協働し、役割分担しながら地域課題を解決するよい関係を築くことができるといえます。

----- 基本方針4：人にやさしいまちづくりの促進 -----

誰もが人間としての尊厳をもち、安心して暮らせる地域をつくるためには、都市基盤を整備していくとともに、福祉に対する理解や、住民が主体者としてまちづくりに参加していく意識の普及を図るなど、人にやさしいまちづくりを促進することが必要です。

社会参加の促進

○ 一人ひとりのライフステージを豊かにするための支援

誰もが人生の色々なステージにおいて、様々な課題を経験します。不登校や結婚・出産などによる離職・再就職の問題、障がいのある人にとっての結婚や就労の問題、一人暮らしの高齢者の引きこもりなど、人それぞれの課題が考えられますが、その様々なケースに合わせた支援に努めます。社会参加を促進するということは、個々人の問題を社会の課題としてとらえる視点であるといえます。

○ 高齢者への支援

高齢者の社会参加を促進するため、地域と連携した閉じこもりの発見や防止が必要です。また、元気な高齢者の地域活動やボランティア活動への積極的参加を支援し、高齢者の生きがい創出につなげます。

○ 障がいのある人への支援

障がいの程度や状態によって就労が難しい人も社会との接点を増やすための集いや交流の場を増やす取り組みが必要です。また、学校とも連携し、卒業後の進路についても支援に努めます。

○ 子育て家庭への支援

密室育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、児童委員と連携し親子の居場所づくりの充実に努めます。また、虐待の早期発見等のために、地域からの情報を関係機関につなげる取り組みに努めます。

○ 生活困窮者の自立支援

生活保護世帯の自立支援に向けて、個別支援プログラムを導入し、様々な課題に対して必要な支援を実施します。また、関係機関とも連携をとりながら窓口での生活相談を充実し、生活困窮者の支援に努めます。

○ 地域における社会的役割の確認

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭などは、以前の措置中心の福祉の概念ではサービスの受け手としての存在でしたが、課題を抱える対象者であっても、同時に活動の担い手になる場合もあります。例えば、障がいのある人たちや家族の活動が、当事者間の支え合いとして福祉サービス（支援）となっている場合など、大きな社会的役割があるといえます。

福祉文化の醸成

○ 福祉意識と理解の促進

「高齢になっても、障がいがあっても…」という場合、常に意識しなければならないことは、障がいの有無や年齢、所得の多寡、住居の有無などの特定の観点で人をカテゴリー分けするのではなく、カテゴリー分けそのものをやめて「地域で暮らす誰もが」という意識の醸成が必要なことであると考えます。「地域でともに暮らす」という意識が深まれば高齢者・障がいのある人等への理解が深まり、やがて「高齢者・障がいのある人等」というカテゴリー分けそのものがなくなっていくと考えます。

○ 緊急時・災害時の要援護者への支援システム

緊急時や災害時に援護を必要とする人に対する支援の仕組みづくりは、プライバシーや個人情報の保護に配慮して進めていかねばなりません。高齢者に対しては、民生委員・児童委員の協力を得ながら「緊急時の情報提供についての同意を得る」というかたちで進めています。今後は、障がいのある人についても仕組みづくりを進めていきます。

○ プライバシーへの配慮や個人情報の保護についての啓発

援護を必要とする人の情報を地域で共有することについては、プライバシーへの配慮や個人情報の保護について、住民の共通認識なしに取り組むことはできません。

例えば、認知症の高齢者を地域で見守る場合、その人に対する情報が差別や偏見につながらないように、皆が共通認識をもたなくてはなりません。日中親が不在の家庭の子どもを見守る場合は、その情報そのものが子どもの安全を脅かすことにもなりかねません。そのようなケースごとの細かな配慮なしに情報を提供することの危険も認識した上で、地域で援護を必要とする人を見守ることが重要です。このような配慮をした上で、過度のプライバシー保護の弊害と逆に配慮不足の弊害についての合意形成が大切です。「個人情報の自己管理の原則」をふまえたうえで、福祉活動を足踏みさせないように、個人情報の地域での共有について当事者、関係者、関係機関、地域住民との合意形成を進めていきます。

○ 地域で子どもを見守り育てる意識の普及

これからの社会を担う大切な子どもたちを育てるためには、家庭が最も重要な役割を果たすのだという認識の下に、地域でも子どもたちを見守り育てていくという意識が必要です。子育て家庭を孤立させないためにも、地域で子育ての意識を普及させ、子育て家庭を見守り応援していくことが大切です。

○ 学校教育の中での福祉意識の普及

将来を担う子どもたちに福祉について考える機会を提供することはとても意義のあることです。各家庭の中で福祉について考えることが重要であることはもちろん、学校での福祉活動は、「共生」ということを子どもたちが学ぶ場として重要なものです。福祉施設への訪問や車椅子体験、地域の高齢者との交流を通して、思いやりの心や共に生きる心、他者を尊重する態度を育てるよう努めます。

○ 地域の中での福祉意識の普及

家庭において、また学校において福祉の意識を普及することに加えて、地域においても一人ひとりが、福祉について考えるために、様々な機会や手段を通じて啓発をすることが重要です。地域福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及に努めます。

○ 外国人居住者に対する支援と交流の促進

外国人居住者が地域で生活するときには、様々な課題がでてきます。言葉の問題を含め、文化や習慣が異なる外国人居住者が地域の一員として暮らすには、互いに理解しあう意識が必要です。生活習慣が異なるために、摩擦が起こる場合もあります。例えば、ゴミの出し方ひとつをとっても言葉がわからないために周りの人に理解してもらえないこともあります。

地域においては、ボランティアなど住民による支援が必要であり、また、雇用者である企業にも働きかけ、行政情報の提供等を進めます。

都市基盤の整備・充実

○ 外出しやすいまちづくりの促進

誰もが社会参加するために、外出しやすいまちづくりの促進が必要です。平成18年12月施行のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、交通バリアフリー法とハートビル法を統合拡充し、より一体的なバリアフリー化の促進を図るものです。このバリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本構想を策定し、引き続き構想に則してバリアフリー化の事業を進めます。

また、移動の円滑化を視点に、ノンステップバスの導入促進を図るため事業者に対し、引き続き助成します。

○ 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進を図ります。また、公共施設だけではなく、商業施設などにも協力を得て、利用しやすいまちづくりを促進することが大切です。例えば、トイレの問題など、障がいのある人にとっては外出の意欲を左右するほど重要なことです。トイレの機能や広さの充実はもとより、清潔なトイレがあるかないかで、外出を思いとどまる場合もあります。公園施設等含め公共施設の整備に引き続き努めるとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。

第 5 章

資料編



1 計画策定の経過



開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成17年度 全6回	地域福祉市民会議	ワークショップによる市民意見
平成18年 6月27日	第1回策定委員会	計画の基本的な考え方
平成18年 7月18日	第2回策定委員会	市民意識調査の検討
平成18年 8月	地域福祉に関する市民意識調査	市内在住2500人を対象に郵送による調査を実施
平成18年 9月19日	第3回策定委員会	計画の枠組み, 意識調査速報
平成18年10月17日	第4回策定委員会	施策の展開検討
平成18年11月 1日	第1回推進本部幹事会	地域福祉計画中間まとめ案検討
平成18年11月 9日	第1回推進本部会	地域福祉計画中間まとめ案検討
平成18年11月21日	第5回策定委員会	地域福祉計画中間まとめ案検討
平成18年11月30日	第2回推進本部会	地域福祉計画中間まとめ
平成18年12月8日 ～平成19年1月6日	市民意見の募集	地域福祉計画中間まとめに対する市民意見を募集
平成18年12月19日	第6回策定委員会	(仮称) 芦屋市福祉センター構想及びその他施策の展開検討
平成18年12月25日	第1回社会福祉審議会	地域福祉計画中間まとめ報告
平成19年 1月16日	第7回策定委員会	地域福祉計画原案策定
平成19年 1月23日	第2回推進本部幹事会	地域福祉計画案の検討
平成19年 1月29日	第3回推進本部会	地域福祉計画案の検討
平成19年 2月13日	第2回社会福祉審議会	地域福祉計画案の諮問



2 規則・要綱等



芦屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 1 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の原案を策定するため、芦屋市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、芦屋市地域福祉計画の原案策定に関する事、その他設置目的達成のために必要な事項に関する事について協議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民（芦屋市地域福祉市民会議設置要綱（平成 17 年度芦屋市要綱）に基づき設置されていた芦屋市地域福祉市民会議の委員であった者）
- (3) 保健，医療関係者
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 地域関係者
- (7) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から芦屋市地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

- 第7条 委員会は、地域福祉計画原案策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、ワーキングチームを組織することができる。
- 2 ワーキングチームの構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワーキングチームの構成員として指名することができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成18年9月1日

(設置)

第1条 芦屋市地域福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。

(2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、助役をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、保健福祉部長をもって充て、副委員長は、保健福祉部次長（総務担当）をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、保健福祉部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(本部員)
収入役
教育長
技監
総務部長
総務部参事 (行政経営担当部長)
総務部参事 (財務担当部長)
生活環境部長
保健福祉部長
建設部長
建設部参事 (都市計画担当部長)
芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第 2 (第 5 条関係)

(幹事会委員)
総務部次長 (総務担当)
総務部次長 (行政経営担当)
総務部市民参画課長
総務部財政課長
生活環境部次長 (総務担当)
保健福祉部次長 (高齢者対策担当)
保健福祉部生活援護課長
保健福祉部健康課長
保健福祉部障害福祉課長
保健福祉部こども課長
保健福祉部主幹 (保育所担当課長)
保健福祉部主幹 (介護保険担当課長)
保健福祉部主幹 (福祉公社担当課長)
保健福祉部養護老人ホーム和風園長
建設部次長 (総務担当)
建設部道路課長
建設部公園緑地課長
建設部次長 (都市計画担当)
芦屋病院事務局次長
消防本部次長
教育委員会管理部次長
教育委員会学校教育部次長
教育委員会社会教育部次長



3 委員名簿



芦屋市地域福祉計画策定委員名簿

区 分	委 員 氏 名
学 識 経 験 者	◎ 牧 里 每 治
学 識 経 験 者	藤 井 博 志
学 識 経 験 者	○ 三 毛 美 予 子
学 識 経 験 者	土 田 美 世 子
市 民	遠 藤 哲 也
市 民	三 島 久 美 子
保 健, 医 療 関 係 者	若 林 益 郎
社 会 福 祉 事 業 者	吉 田 三 幸
社 会 福 祉 関 係 者	伊 藤 尚
社 会 福 祉 関 係 者	島 々 三
社 会 福 祉 関 係 者	首 藤 和 夫
社 会 福 祉 関 係 者	津 田 和 輝
社 会 福 祉 関 係 者	渡 辺 洋 子
地 域 関 係 者	今 村 千 顯
地 域 関 係 者	柴 沼 元
地 域 関 係 者	中 野 久 美 子
行 政 関 係 者	浅 原 友 美

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名 等
学 識 経 験 者	◎ 白 石 大 介	武庫川女子大学教授
学 識 経 験 者	○ 小笠原 慶 彰	京都光華女子大学教授
学 識 経 験 者	都 村 尚 子	関西医療技術専門学校専任講師
学 識 経 験 者	多 田 梢	芦屋市医師会副会長
市 議 会 の 議 員	長 野 良 三	芦屋市議会議長
市 議 会 の 議 員	木野下 章	芦屋市議会民生文教常任委員長
社会福祉団体等の代表	瀬々倉 利 一	芦屋市社会福祉協議会会長
社会福祉団体等の代表	中 村 厚 子	グループ「フォロー」代表
社会福祉団体等の代表	亀 山 昌 也	芦屋市老人クラブ連合会会長
市 の 職 員	岡 本 威	芦屋市助役

敬称略 ◎会長 ○副会長

芦屋市地域福祉計画推進本部員名簿

No.	所 属	氏 名
1	市長	山 中 健
2	助役	岡 本 威
3	収入役	花 岡 啓 一
4	教育長	藤 原 周 三
5	技監	池 村 和 己
6	総務部長	佐 藤 稔
7	総務部参事（行政経営担当部長）	鴛 海 一 吉
8	総務部参事（財務担当部長）	渡 辺 道 治
9	生活環境部長	高 嶋 修
10	保健福祉部長	浅 原 友 美
11	建設部長	定 雪 満
12	建設部参事（都市計画担当部長）	佐 田 高 一
13	芦屋病院事務局長	里 村 喜 好
14	消防長	藤 井 清
15	教育委員会管理部長	三 栖 敏 邦
16	教育委員会学校教育部長	車 谷 博 巳
17	教育委員会社会教育部長	松 本 博

芦屋市地域福祉計画推進本部幹事会委員名簿

No.	所 属	氏 名
1	保健福祉部長	浅 原 友 美
2	保健福祉部次長	浅 田 太 枝 子
3	総務部次長（総務担当）	今 倉 明
4	総務部次長（行政経営担当）	青 山 学
5	総務部市民参画課長	大 橋 義 裕
6	総務部財政課長	粟 根 友 保
7	生活環境部次長（総務担当）	橋 本 裕 二 郎
8	保健福祉部次長（高齢者対策担当）	浜 野 孝
9	保健福祉部生活援護課長	棚 橋 裕 基
10	保健福祉部健康課長	山 田 昌 三
11	保健福祉部障害福祉課長	藤 井 幹 男
12	保健福祉部こども課長	中 村 尚 代
13	保健福祉部主幹（保育所担当課長）	松 尾 秀 作
14	保健福祉部主幹（介護保険担当課長）	津 村 直 行
15	保健福祉部主幹（福祉公社担当課長）	北 川 加 津 美
16	保健福祉部養護老人ホーム和風園長	辻 田 宗 弘
17	建設部次長（総務担当）	西 森 正 康
18	建設部道路課長	谷 崎 明 日 出
19	建設部公園緑地課長	林 茂 晴
20	建設部次長（都市計画担当）	徳 満 文 昭
21	芦屋病院事務局次長	高 山 栄 昭
22	消防本部次長	樋 口 文 夫
23	教育委員会管理部次長	橋 本 達 広
24	教育委員会学校教育部次長	春 名 片 史
25	教育委員会社会教育部次長	川 崎 正 年
26	事務局	岡 田 きよみ



4 意見募集



平成18年12月8日から平成19年1月6日までの間、「芦屋市地域福祉計画中間まとめ」に対し、市民の皆さんの意見を募集しました。



5 シンポジウム



地域福祉市民会議と地域福祉計画策定委員会の有志を中心にした「みんなでつくろう芦屋の地域福祉」実行委員会が、平成18年11月26日（日）芦屋市民センター401室において、シンポジウムを開催しました。

市内の様々な団体や関係機関から100人以上の方が参加し、地域福祉計画策定委員会委員長牧里每治氏による基調講演の後、4人のシンポジストにより自治会活動の実践報告、芦屋メンタルサポートセンターの設立の経緯、地域福祉市民会議報告、地域福祉計画策定の過程などが発表され、会場参加者と意見交換を行いました。



6 用語の説明



インフォーマル

非公式的などという意味で、インフォーマル・ケアという場合は、個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等によるケアを総称します。情緒的・精神的支援から助言や情報提供、物や金銭の提供、介護や家事援助など具体的な支援までを含みます。

NPO

Non-Profit Organization。営利を目的としない民間組織・団体。狭い意味では、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）を指しますが、一般的には営利を目的とするのではなく、社会的使命の実現を目指して活動を行う組織・団体のことをいいます。法人格のない市民活動団体やボランティア団体から、社会福祉法人のように法人格をもつものまで、広い範囲の民間組織・団体を含みます。なお、非営利というのは、収益活動を行わないわけではなく、利益が発生しても構成員間で分配せず、その利益は使命の実現のため、活動の展開に再投入されます。

ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程をもっています。新たに創設された地域包括支援センターでは、地域支援事業対象の特定高齢者に対するケアマネジメントと要支援者に対す

る新予防給付のケアマネジメントを行います。

高齢者権利擁護委員会

保健・医療・福祉・司法などの関係者からなる組織で、高齢者の虐待など、実際の権利侵害に声を上げることにできない人たちの救済に向けた活動として取り組んだりするもので、ガイドラインの作成、セーフティネットの構築支援などケース支援に対する具体的な対応を検討します。

コミュニティビジネス

1980年代に英国で始まった、住民が主体の地域事業。日本でも、90年代半ばから、新たな社会的・経済的活動を表す概念として広まりました。いろいろな定義のされ方がありますが、顕在化していない社会課題の認識を広げ、全体の課題にしていくため、もしくは顕在化している社会課題を解決するための取り組みをビジネス的手法で展開する事業のこと。法人格の有無、営利・非営利の区分を問わず、いろいろな事業体が行っています。地域課題の解決、地域ニーズに対応するのが第一の目的とされているため、その組織ミッション（使命）はNPOの考え方に近いといえます。

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月施行されています。

地域包括支援センター

平成17年の介護保険法の改正に伴い設置された施設で、高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業の4つの機能を担い、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の3つの専門職がそれぞれ役割を担います。

保健師等…介護予防ケアマネジメント（地域支援事業）、介護予防支援業務（予防給付ケアマネジメントの支援等）

社会福祉士等…高齢者の総合相談や権利擁護事業，困難事例への支援，多職種連携への支援，地域ネットワーク

主任介護支援専門員…包括的・継続的ケアマネジメント，ケアマネジャーへの個別指導，ケアマネジャー間のネットワーク支援

地域包括支援センター運営協議会

市町村は，地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため，地域包括支援センター運営協議会を設置しなければならないとされています。

ワークショップ

本来は作業場という意味ですが，あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね，協働で何かを創り出す，参加型・体験型の研修会などの形式をいいます。また，その作業そのものを意味することもあります。

芦屋市地域福祉計画

平成19年3月

発行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL 0797-31-2121

FAX 0797-38-2160

ホームページ http://www.city.ashiya.hyogo.jp/chiiki_fukushi/index.html

編集 芦屋市 保健福祉部